

リボン体験に伴う  
個人情報の取扱いについて

2025年3月31日

公益社団法人 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

## 目次

第1	本件検討の概要.....	4
1	本件検討を実施するに至った経緯.....	4
2	本件検討の実施体制等.....	5
第2	リボーン体験の概要.....	6
1	通常体験.....	6
(1)	カラダ測定ポッド.....	8
(2)	ミライのライド.....	8
(3)	ミライのじぶん.....	9
(4)	ミライのヘルスケア.....	9
(5)	ミライの都市.....	13
(6)	リボーンパレード.....	15
(7)	リボーン体験後における公式アプリの利用.....	16
2	お試し体験の提供.....	18
3	同伴者の登録.....	18
4	小括.....	18
第3	リボーン体験に伴う大阪パビリオンによる個人情報の処理に伴うシステム設計 ...	20
1	リボーン体験システムの概要.....	20
2	リボーン体験の流れに沿った個人情報の取扱い.....	23
3	Phase1.....	23
(1)	公式アプリ等情報の取得から大阪ヘルスケアパビリオン来館時.....	23
(2)	カラダ測定ポッドの利用時.....	24
(3)	ミライのじぶんにおけるアバターの表示時.....	25
(4)	ミライのヘルスケア及びミライの都市における協賛者の出展ブースの利用時 ...	26
(5)	リボーンパレードにおけるアバターの表示とアバターによるパレードへの参加時 .....	26
(6)	カラダ測定ポッド Station 版の利用時.....	27
4	Phase2.....	28
第4	Phase1 における検討事項.....	31
1	はじめに.....	31
2	個人情報の取得及び利用目的の特定等.....	31
(1)	取得する個人情報の概要.....	31
(2)	取得する個人情報の限定.....	31
(3)	個人情報の利用目的の特定及び公表.....	32
3	大阪パビリオンにおける個人情報の管理体制.....	32

(1) 大阪パビリオンが運営する本件システム.....	32
(2) 大阪パビリオンと BIPROGY の関係.....	33
(3) 大阪パビリオンと TIS の関係.....	33
(4) 大阪パビリオンとワットエバーの関係.....	34
(5) 大阪パビリオンにおける個人情報の管理体制.....	34
4 リボン体験の提供に伴う協賛者との情報共有.....	34
5 その他の検討事項.....	35
(1) ミライのじぶんにおけるモニターを通じたアバター等の表示.....	35
(2) 協賛者独自のデータ取得.....	36
第5 Phase2 における検討事項.....	38
1 提供健康データの提供.....	38
2 提供健康データの作成.....	38
3 センサ提供協賛者に対する個人情報の提供.....	39
4 個人情報の提供に対する同意の取得.....	40
5 第三者提供に関する同意の撤回.....	40
6 データ受領者に対する契約上の義務付け.....	40
(1) 利用目的の特定と通知等.....	41
(2) 安全管理措置の実装.....	41
(3) 第三者提供の制限.....	41
(4) 本人識別の禁止.....	42
(5) 義務違反に対する制裁.....	43
7 その他の対応.....	43
(1) 大阪パビリオン取得情報の加工及び削除.....	43
(2) データ受領者による利用目的の事後的検証.....	43
第6 結語.....	45
別紙1.....	46
別紙2.....	47
別紙3.....	48
別紙4.....	51
別紙5.....	52
別紙6.....	53
別紙7.....	61
別紙8.....	64

## 第1 本件検討の概要

### 1 本件検討を実施するに至った経緯

大阪府、大阪市及び2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）において大阪ヘルスケアパビリオンを出展することとし（以下「大阪ヘルスケアパビリオン」という。）、2022年7月、大阪ヘルスケアパビリオンの企画・建設・展示・運営等を目的とする実行組織として一般社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン（同法人は2023年10月に公益社団法人に認定。以下「大阪パビリオン」という。）を設立した。2022年3月、大阪パビリオンは、推進委員会が策定した「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン出展基本計画」に基づき、出展テーマ「REBORN」のもと、大阪ヘルスケアパビリオンのメイン展示として、来館者の個人情報を活用し様々なヘルスケアを体験できるリボーン体験（以下「リボーン体験」という。）を提供することとした。

リボーン体験においては、大阪ヘルスケアパビリオン公式アプリ<sup>1</sup>、大阪ヘルスケアパビリオン公式ウェブサイトにおける体験登録用のページ<sup>2</sup>、大阪ヘルスケアパビリオンに設置するカラダ測定ポッド及び大阪駅等の公共施設に設置するカラダ測定ポッド Station 版（以下ではそれぞれを「公式アプリ」、「公式ウェブサイト」、「カラダ測定ポッド」、「カラダ測定ポッド Station 版」といい、公式アプリと公式ウェブサイトを併せて「公式アプリ等」、カラダ測定ポッドとカラダ測定ポッド Station 版を併せて「カラダ測定ポッド等」という。）並びに株式会社ヘルスケアシステムズ（以下「ヘルスケアシステムズ」という。）による検査を通じて来館者の個人情報を取得し、当該個人情報を活用することで、ヘルスケアに関する体験等を提供すると共に、それらの情報の一部を、大阪・関西万博閉幕後において、大阪ヘルスケアパビリオンの協賛者（以下「協賛者」という。）や公的研究機関や大学等（以下「研究機関等」という。）に対して提供することで、産・学における商品・サービスの開発や研究開発を促進し、ひいてはQOLの向上に資することを目指した。

大阪パビリオンは、多数の来館者が想定される来館者の様々な個人情報を取得することからしても、来館者の個人情報を取り扱うに際して慎重な対応が必要とされることには多言を要さない状況にあった。

大阪パビリオンは、リボーン体験をはじめとする展示の充実を目指す一方で、個人情報の保護を徹底することを目的とし、外部専門家に協力を仰ぎながら、リボーン体験に伴って取得する個人情報を適切に取り扱うための検討を実施することとした（以下「本件検討」という。）。本件検討は、リボーン体験に伴う個人情報の取扱いによって生じ得る個人の権利利益への影響・リスクを分析・評価し、ステークホルダーの意見も調整しつつ、当該影響・リスクを極力低減することを目指したものであり、本書面は、その結

---

<sup>1</sup> <https://2025osaka-pavilion.jp/20250213-3/>

<sup>2</sup> <https://registration.2025osaka-pavilion.jp/>

果を報告するものである。

なお、大阪パビリオンが取り扱う情報は「保有個人データ」（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）16条4項）に該当することが原則となるが、保有個人データではない個人データ（同3項）や個人情報（同2条1項）であるからといって保護の対象としないことは、大阪・関西万博及び大阪ヘルスケアパビリオンの理念にふさわしくないことは明らかである。そこで、大阪パビリオンは、個人情報、個人データ、保有個人データを等しく保護することを原則とし、これらの情報を峻別して取り扱う場面においては別途その旨を定めることとした。また、大阪パビリオンは、リボン体験の提供以外の場面において個人情報を取得することがあるが、それらは、公式アプリや公式ウェブサイトを利用することに伴って発生する通信に関する情報や大阪パビリオンに対する問合せ内容といった一般的な情報であり、個人の権利利益に深刻なリスクを生じさせることは原則として想定し難いと判断し、リボン体験に伴って取得する個人情報の取扱いに関する影響等の検討を本書面の対象とした。

なお、大阪パビリオンは、公式アプリ及び公式ウェブサイトのいずれにおいても日本国内でしか利用又はダウンロードできないことを原則とし<sup>3</sup>、また、カラダ測定ポッド及びカラダ測定ポッド Station 版のいずれも日本国内でのみ使用されること等を踏まえ、本件検討における検討対象となる法令を日本法に限ることとした上で、日本法が求める要件に拘泥することなく適切な保護の在り方を検討することとした。

## 2 本件検討の実施体制等

大阪パビリオンは、大阪ヘルスケアパビリオンの展示制作に関する業務を乃村工芸社・三菱UFJリサーチ&コンサルティング共同企業体（以下「本件共同企業体」という。）に委託し、本件共同企業体にて個人情報の取扱いについて検討したところ、本件共同企業体は、2023年10月以降、弁護士法人大江橋法律事務所に所属する外部弁護士に個人情報保護の専門家としてサポートを委託することとし、大阪パビリオン、本件共同企業体及び以下の外部弁護士を構成員として本件検討を実施した。

中山 貴博	弁護士（日本・N.Y.）、CIPP/E
黒田 佑輝	弁護士（日本・N.Y.）、博士（情報学）
佐々木 奈乃子	弁護士（日本）

---

<sup>3</sup> 公式ウェブサイトは利用者の通信に伴う IP アドレスを基に日本国外からのアクセスをブロックし、公式アプリは日本国内の App Store、Google Play ストアのみ配信し、国設定が日本とされているアカウントでのみ利用できることとした。

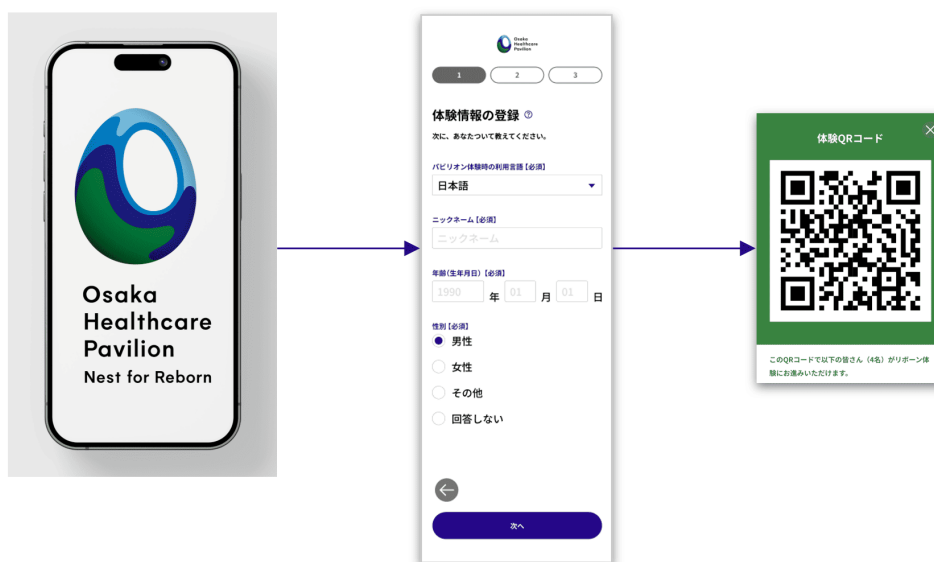
## 第2 リボーン体験の概要

大阪ヘルスケアパビリオンは、「いのち」と「健康」の観点から、未来社会の新たな価値を創造することを目指している。展示全体に「ミライの都市生活」というストーリーを設定し、2050年に実現が想定されるミライ都市を描くこととしており、リボーン体験はそのメイン展示・体験となる。来館者がリボーン体験を利用する方法は、来館者の個人情報を取得して提供される体験（以下「通常体験」という。）と、来館者の個人情報を原則として取得しない体験（以下「お試し体験」という。）の2つに分かれる。

### 1 通常体験

リボーン体験における通常体験を希望する者は、公式アプリ等を通じて体験登録を実施し、その際に別紙1記載の情報を入力して体験QRコードを取得する。また、来館者は、公式アプリを通じて、協賛者であるヘルスケアシステムズの腸内細菌抗体検査（第4・2（1）参照）を無償で申し込むことができ、当該検査を利用した場合、その検査結果のうち別紙2記載の情報が、大阪パビリオンに提供される。

来館者は、大阪ヘルスケアパビリオンを訪問した際、体験QRコードをリボーンバンド発行機器附属のカメラで読み取らせることでリボーンバンドを受け取る。来館者はリボーン体験中、各所に設置された「たまごマーク」<sup>4</sup>と称される箇所にもリボーンバンドをタッチすることにより各展示を体験できる。



<sup>4</sup> 大阪ヘルスケアパビリオンのロゴマークがたまごをイメージして作成されていることを踏まえてこのような呼称としたものである。



リボン体験には大きく分けて以下の6つのセクションが存在する。

- ① カラダ測定ポッド
- ② ミライのライド
- ③ ミライのじぶん
- ④ ミライのヘルスケア
- ⑤ ミライの都市
- ⑥ リボンパレード

## (1) カラダ測定ポッド

来館者は、カラダ測定ポッド (①) に入り、リボンバンドをたまごマークにタッチし、カラダ測定ポッドによる測定を受ける。カラダ測定ポッドは、内部に設置されたセンサを通じて来館者の個人情報を取得する (取得する情報については第 3 の 1 及び別紙 3 参照)。測定終了後、カラダ測定ポッドは、センサにて取得した情報を基に、心血管ランク、筋骨格ランク、脳ランク、視覚ランク、肌ランク、歯ランク、髪ランク (以下これらのランクを合わせて「ヘルスケアランク」という。) を A から E で表示すると共に、それらを基に測定したカラダ測定年齢を表示する。



## (2) ミライのライド

来館者は、カラダ測定ポッドにおける測定が終了した後、ミライのライド (②) を使用して大阪ヘルスケアパビリオンの 2 階に上がる。この際、2050 年を想定した街並みの映像がミライのライドにおいて流れる。





### (3) ミライのじぶん

来館者は、2階に移動した後にはまず、ミライのじぶん (③) を体験する。来館者は、顔画像等の情報を基に生成された 2050 年 (25 年後) の自分をイメージしたアバターやヘルスケアランクがモニターに表示されるのを視聴する。加えて、次のエリアとなるミライのヘルスケア及びミライの都市におけるお勧めの展示ブースが公式アプリに表示される。

なお、自らのアバターやヘルスケアランクをモニターに表示しないことを来館者が希望する場合、リボンバンドをミライのじぶんのたまごマークにタッチせずに通過することが可能である。また、ミライのじぶんを体験した際に公式アプリに表示されるお勧めは、年齢や性別等の人口学的な属性に基づいて分類された集団ごとと同じお勧めが表示されるようになっており、カラダ測定ポッドによって取得された個人単位のデータの分析結果に基づいてお勧めを表示するものではない。また、来館者は公式アプリに表示されたお勧めに関わらず、任意の展示ブースを体験できる。



### (4) ミライのヘルスケア

その後、来館者は、ミライのヘルスケア (④) に移動する。ここでは、大阪パビリオンの協賛者が展示ブースを出展しており、その中では、2050 年におけるヘルスケアとして協賛者がイメージしているアクティビティや食品等が展示され、来館者は、自らが希望する展示を選択して体験することができる。大阪パビリオンは、各協賛者が展示を実施する上で来館者の個人情報が必要な場合、大阪パビリオンが取得した来館者の個人情報を各協賛者に提供する (第 4 の 4 参照)。



また、協賛者は、それぞれの協賛者が独自に来館者から情報を取得し（以下「独自取得データ」という。）、大阪パビリオンから提供された情報と組み合わせて展示に利用することがある。

ミライのヘルスケアにおける協賛者の展示内容、大阪パビリオンから提供する個人情報の項目の内容、独自取得データの内容は以下のとおりである。

協賛者	展示内容	個人情報の共有	独自取得データ
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	あなたのカラダの状態に合わせて、パーソナルアドバイスが特徴のAIが「なりたいミライ」に必要な栄養や食材、レシピを提案。「ヘルスケアベンダーマシン」を通じてパーソナルフードをお持ち帰りいただけます。一人ひとり、その時の健康状態に合った食を提案する、ミライのヘルスケアを体験してみてください。アバターロボットがみなさまをお迎えます。	ニックネーム、性別、生年月日、居住国、利用言語、利用規約/プライバシーポリシーへの同意、健康データ取得有無、前回健康データ取得有無、個人団体区分、ユニバーサルデザイン対応、血管年齢、身長、体重、体内年齢、体脂肪率、筋肉率、推定骨量、基礎代謝量、内臓脂肪レベル、肌年齢、美歯年齢、心血管ランク、筋骨格ランク、肌ランク、髪ランク、視覚ランク、歯ランク、脳ランク、カラダ測定年齢	食事、睡眠、運動等に関するアンケートへの回答

<p>一般社団法人 日本 MA-T 工業 会</p>	<p>菌やウイルスを気流によって退治する空間洗淨機、口のケアができる除菌剤、くぐるだけで除菌されるシャワーゲートなど、あたらしい除菌のかたちが生まれています。口に入っても安心だから、アルコールや塩素系を使えなかった赤ちゃんやペットも使用可能。カラダにやさしい除菌剤がウイルスの不安から世界中の人々をそっと守っています。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>江崎グリコ株 式会社</p>	<p>ミライでは、細胞にアプローチする新たなヘルスケアが広がっています。毎日おいしく続けられる「食」による「細胞ケア」は、カラダの数十兆個の細胞に働きかけ、老化を遅らせる期待のヘルスケアとして、多くの人々が生活に取り入れています。「細胞ケア」が人々の「すこやかな毎日、ゆたかな人生」に役立つ日が近づいています。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>株式会社ファ ーマフーズ</p>	<p>ミライでは、タマゴの殻の内側にある薄い膜から生まれた繊維が、日々の暮らしに根付いています。しっとりとなめらかで肌の健康に役立ち、シルクやウールといった動物繊維に代わる環境にやさしい素材です。舞い上がる生地の美しさ、心地よい肌触りと、この繊維を生み出したタマゴの魅力を体験してみましょう。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>株式会社椿本 チェーン</p>	<p>ミライではロボットを着用することで、空を自由自在に移動できたり、重いものを軽々と持ち上げたりできるようになります。モノを動かす技術の進歩、人間と機械の調和が進むことによって実現する世界です。日常生活はもちろん、医療や災害などに関する社会課題の解決にも貢献。カラダの可能性が広がる、不思議な体験をしてみましょう。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>ロート製薬株 式会社</p>	<p>ミライでは、目をチェックするだけで、さまざまな健康状態が簡単に分かるようになります。それにより、目の病気を早期に発見・治療できるだけでなく、視力が改善したり、目を使ったスポーツトレーニングなども当たり前になります。2050年に向けて開発中の最新アイ・センシング技術や製品コンセプトを一足先に体験してみてください。</p>	<p>ニックネーム、性別、生年月日、居住国、利用言語、利用規約/プライバシーポリシーへの同意、健康データ取得有無、前回健康データ取得有無、個人団体区分、ユニバーサルデザイン対応、顔画像、右目屈折度(OD)、左目屈折度(OS)、評価用屈折度、肌年齢、肌指数、しわ、目袋、上瞼のたるみ、下瞼のたるみ、くま、心血管ランク、筋骨格ランク、肌ランク、髪ランク、視覚ランク、歯ランク、脳ランク、カラダ測定年齢</p>	<p>目に関する質問への回答</p>

SyncMOF 株式会社	ミライでは、地球環境に悪いと思われていた二酸化炭素（CO2）が、金属イオンと有機分子が組み合わさった素材「MOF（モフ）」によってヒーローのような資源として活躍しています。ここではCO2を集めてエネルギーや炭酸泉などに変える「MOFの樹」を展示。MOFに触れて、CO2が生まれ変わる秘密を体験しよう。	—	—
ニプロ株式会社	ミライでは「AI搭載ミラー」に自分の姿を映すだけで、家にいながら健康状態を確認でき、予防医療のアドバイスや診療を受けられます。そして感染症対策や再生医療の発展により、だれもが「自分らしい年齢の重ね方」を選択できるようになりました。ミライの案内人、さくらとエリサと一緒に、2050年の医療を体験しにいきましょう。	—	来館者の動画像（ミライのヘルスケアを提供するために利用し、提供後は即時削除する。）
森永乳業株式会社	「今朝の腸は悪玉菌が多いから、朝ごはんはビフィズス菌入りヨーグルトにしよう」。ミライでは、一人ひとりが自分の腸内環境を観察し、毎日の生活のヒントにしています。腸内細菌はカラダ全体の細胞の数よりも多くいる、健康を支える大切な仲間。自分の腸内環境を探索し、記憶力・肥満・コロナなど、さまざまな健康を管理してみましょう。	ニックネーム、性別、生年月日、居住国、利用言語、利用規約/プライバシーポリシーへの同意、健康データ取得有無、前回健康データ取得有無、個人団体区分、ユニバーサルデザイン対応、体脂肪率、バクテロイデス菌比率、プレボテラ菌比率、フィカリバクテリウム菌比率、ブラウティア菌比率、ビフィズス菌比率、タイプ分け	腸内環境に関する質問への回答人物の動画像（ミライのヘルスケアを提供するために利用し、大阪・関西万博閉幕後に削除する。）
株式会社ミルボン	2050年には美容室は髪を切るだけの場所ではなくなります。髪や肌のケアから、ビューティヘルスケアまで領域が広がり、あなたの美しさを叶えるパートナーに。データをもとにぴったりのケアを提案したり、ヘアデザイナーを通じ美しい生き方を見つけるお手伝いをしたり。リボンバンドをかざしてあなただけのケアを探してみませんか。	ニックネーム、性別、生年月日、居住国、利用言語、利用規約/プライバシーポリシーへの同意、健康データ取得有無、前回健康データ取得有無、個人団体区分、ユニバーサルデザイン対応、しみ、しわ、キメ、毛穴、水分、ハリ、ツヤ、くま、ニキビ、つや、バサつきダメージ、白髪・抜け毛リスク、うねり毛リスク	来館者の動画像（ミライのヘルスケアを提供するために利用し、提供後は即時削除する。）
株式会社サイエンス	2050年には宇宙空間でも快適にシャワーを浴びることができます。宇宙での活動で汚れたカラダも、水だけで洗浄。小さな水の泡が、肌の匂いや乾燥を防ぎ、長期滞在の宇宙飛行士やスタッフ、宇宙への旅行者の毎日がうんと快適になったと評判です。一体、どのようにして微小重力空間で汚れを落としているのでしょうか。体感してください。	—	全身及び手の映像データ（ミライのヘルスケアを提供するために利用し、提供後は即時削除する。）
タカラベルモント株式会社	2050年、宇宙時代。「美しさ」の定義は飛躍的に進化しています。圧倒的な光景は、「真の美しさとは何か？」を私達に問いかけます。内面の美、外面の美、一人ひとりの価値観。美容と医療が融合した「ミライのヘルスケアサロン」が叶える美の世界の体験を通じてあなただけの「真の美」を見つけてください。	—	来館者の動画像（出展ブースの管理のために利用し、撮影した動画像は保存しない。）

(5) ミライの都市

その後、来館者は、ミライの都市（⑤）に移動する。ここでは、2050年における都市生活が展示され、来館者は、自らが希望する展示を選択して体験することができる。協賛者が、独自取得データを取得することがある点はミライのヘルスケア（④）と同様であるが、ミライの都市において大阪パビリオンから協賛者に個人情報が提供されることはない。



ミライの都市における協賛者の展示内容、独自取得データの内容は以下のとおりである。

協賛者	展示内容	独自取得データ
公益社団法人 全日本不動産協会	ますますひとり暮らしが増える 2050 年の都市。医療や福祉のサービスは、ご近所さんどうしや地域の仲間が助け合う共助の仕組みになっています。地域の住まいやコミュニティを支える専門家「ミライの宅建士」といっしょに、「ひとり暮らし」から「みんな暮らし」になった、あたらしい街づくりを進めましょう。	—

株式会社コラントッテ	地球にもともと存在する「磁力」には、血流を良くする働きがあります。ミライではこの磁力が街のいたる所で人々の健康を支えています。アクセサリやウェアとして身につけるものから、空間そのものに組み込まれ、生活しているだけで自然と健やかになる仕組みも。地球がくれたこの不思議な力が活躍するミライを、のぞいてみませんか？	—
培養肉未来創造コンソーシアム	お肉は「店で買うもの」から「家庭で作るもの」へ。ミライでは、肉の細胞から培養して肉を作る「ミートメーカー」が家庭にあり、あなたの健康や好みに合わせた霜降りステーキがいつでも食べられます。この「培養肉」は食料不足や資源問題を解決し、温室効果ガスの排出量も削減。そんなミートメーカーがある暮らしを覗いてみましょう。	来館者の動画像 (出展ブースの管理ために利用し、大阪・関西万博閉幕後に削除する。)
ロート製薬株式会社	ミライでは、あなたのカラダに合った、あなただけの細胞を使った治療があたりまえになります。重大な病気・ケガの治療だけでなく予防や美容まで。さらにはペットの健康にも応用されています。街角の「セル・ステーション」で、あなたの細胞をもとにパーソナライズされた、あたらしい再生医療を体験してみましょう。	—
エア・ウォーター株式会社	2050年、人々はますます多様な生活を送っています。その日の健康データや気分に基づいて食事を作ってくれるキッチンや、AIによるパーソナル運動サポートも。地球上で循環するエネルギーを使って、家の中でも環境にやさしく快適に。わたしらしく暮らすだけで、地球も人も健康になるあたらしい暮らしを体験してみてください。	—
大阪市高速電気軌道株式会社	電車もバスも自動車も、すべての乗り物がつながり、自動で運転したり、その人にぴったりの乗り物を選べたりするミライの大阪。便利な交通により街が大きく変化し、地上は木や花が広がる緑いっぱい街になっています。現実の世界とバーチャルの世界で人がつながり、みんなが安心して暮らせる新しい大阪の街を見てください。	来館者の動画像 (出展ブースの管理ために利用し、撮影した動画像は保存しない。)
株式会社竹中工務店	ミライではドローンなどの空中インフラの発達が予想されています。空がより自由に活用されることで、都市や建物のかたちも今とは違うものになっていくでしょう。あなたも空飛ぶ鳥のように、自由に展示を飛び回ってみてください。近づいたり遠ざかったり、見下ろしたり見上げたりすることで、ミライの都市が見えてくるかもしれません。	—

東京書籍株式会社	「時空をこえる学び場」では、さまざまな垣根を超えて、一人ひとりに合った学びが可能になっているはず。歴史なら、その時代にタイムスリップしたように当時の人々と交流し、理科なら、ミクロの世界を観察したり、宇宙空間で実験ができたり。あたらしい多様な学びの体験を通して、自分に合った学び方を見つけてみませんか。	来館者の動画像 (ミライの都市を提供するために利用し、提供後は即時削除する。)
SBI ホールディングス株式会社	2050年の街では、だれもが何歳になっても元気に暮らしています。遺伝子情報や日々の体調記録が活用され、一人ひとりに合った医療が当たり前を受けられるようになりました。さらに、進化した再生医療のおかげで、傷ついたカラダの部分を健康な状態にアップデートする技術も身近になりました。2050年の病院を体験してみましょう。	-
日本生命保険相互会社	大迫力の映像に囲まれた空間で体験する、子どもから大人まで楽しめる人生ゲーム。舞台は、最先端の医療やヘルスケアが身近になった2050年の大阪。ルーレットを回して、自分らしい人生のストーリーを疑似体験してみましょう。今も未来も変わらない、大切なことって何だろう？答えは体験の中に。さあ、みんなのチカラで、未来をすすめ。	-

#### (6) リボーンパレード

来館者は、最後にリボーンパレード(⑥)を体験する。リボーンパレードにおいては、ミライのヘルスケア及びミライの都市における体験を基にヘルスケアランクがランクアップし、ミライのじぶんで表示されたアバターが生まれ変わり(Reborn)、生まれ変わったアバターが2050年の未来都市大阪でパレードを繰り広げる様子を視聴する。なお、自らのアバター及びヘルスケアランクを表示させたくない場合はリボーンバンドをリボーンパレードのたまごマークにタッチせずに通過することが可能であることは前記(3)と同様である。

なお、ヘルスケアランクのランクアップについては、来館者が展示ブースを体験するごとに、あらかじめ定められたヘルスケアランクの項目が1ランクずつアップするように設定されており、カラダ測定ポッドによって取得された個人単位のデータや、協賛者が展示ブースで取得した独自取得データは、ヘルスケアランクのアップに影響を与えないことが原則となる。ただし、株式会社セブン-イレブン・ジャパンに関しては、同社が準備するアンケートに対する回答及びそれを踏まえた体験の提供を予定しており、その際、ヘルスケアランクを踏まえてアンケート項目が設定されるため、この限りにおいて個人単位のデータが分析されている。



(7) リボン体験後における公式アプリの利用

来館者は、リボン体験を終了した後であっても、アバターの 2D 画像や自らが体験した協賛者による展示、ヘルスケアランクといった情報について、公式アプリを通じて閲覧することが可能となる。



アバター



体験前後の  
ヘルスケアランク



この日のカラダ測定結果

髪ランク ① B	
項目	測定値
つや	87%
うねり	82%
パサつきダメージ	69%
髪絡み点	79点
白髪・抜けモリスク	20点
うねりモリスク	59点

肌ランク ① C	
項目	測定値
肌年齢	30歳
肌指数	82点
しみ	97点
しわ	96点
キメ	75点
油分	80点
赤み	97点
目袋	81点

毛穴	71点
水分	77点
上唇のたるみ	76点
下唇のたるみ	73点
ハリ	81点
ツヤ	87点
くま	80点
ニキビ	77点

視覚ランク ① D	
項目	測定値
脳の健康度 総合スコア	67点

歯ランク ① D	
項目	測定値
歯肉年齢	25歳

筋骨格ランク ① A	
項目	測定値
身長	163.3cm
体重	76.6kg
骨力推定値	38kg
体年齢	39歳
体脂肪率	26.3%
脂肪量	20.1kg
筋肉量	56.5kg
筋肉率	53.6kg
筋肉量判定	2
筋肉率	70%
筋肉率	70%
体水分量	39.6kg
体水分率	51.7%
骨密度	2.9kg
基礎代謝量	1603kcal
内臓脂肪レベル	12レベル
BMI	28.7

標準体重	58.7kg
肥満度	30.5%

心血管ランク ① C	
項目	測定値
血管年齢	25歳
脈拍	22回

カラダ測定年齢 ① 34歳

※測定で表示される結果は、医師の診断や治療に代わるものではありません。結果に関わらず、体調に不安や気になることがあれば、必ず医療機関に受診してください。



## 2 お試し体験の提供

以上がリボーン体験の通常体験となるが、大阪パビリオンは、これとは別にお試し体験という体験方法を用意している。これは、大阪・関西万博に来場した際に大阪ヘルスケアパビリオンを体験してみようと急遽思い立った場合や、大阪パビリオンに対して個人情報を提供することについては消極的であるもののリボーン体験を利用してみたいと考える来館者が存在する可能性があることを踏まえたものであり、お試し体験においては、公式アプリ等での体験登録は必要なく、それゆえに、来館者固有のリボーンバンドは発行されない。来館者は、デフォルトで用意されたリボーンバンドを用いて言語を設定し、デフォルトのアバターを選択することでリボーン体験を利用することができる他、来館者が希望する場合、顔画像及び身長のみをカラダ測定ポッドを通じて大阪パビリオンに提供し、これによって自らの容姿を基にしたアバターを作成し、リボーン体験を利用することもできる。

このようなお試し体験において、大阪パビリオンは、来館者の個人情報を原則として取得せず、来館者が自身のアバターの作成を希望する場合のみ、顔画像、身長及び利用言語に関する情報を取得した上でリボーン体験を提供する。大阪パビリオンは、お試し体験の利用者に関する個人情報を極力取得しないこととし、かつ、これらの情報はリボーン体験提供のためのみに利用され、大阪・関西万博の会期後においても第三者に提供されることはなく、また、大阪・関西万博閉幕後に削除される。

## 3 同伴者の登録

大阪パビリオンは、公式アプリ等を通じた体験 QR コードの取得に関する同伴者登録の機能を設けることとした。同伴者とは、未成年者や、スマートフォンを取り扱うことに必ずしも慣れていない方を対象としたものであり、これらの方々に関する情報について、同伴者として親権者等の家族が登録することでリボーン体験を多くの方が利用可能となるよう心掛けた。なお、同伴者の登録は任意であり、これらの情報はリボーン体験提供のためのみに利用され、大阪・関西万博の会期後において第三者に提供されることなく削除される。

## 4 小括

大阪パビリオンは、リボーン体験を提供するために、公式アプリ、公式ウェブサイト、カラダ測定ポッド、カラダ測定ポッド Station 版、ヘルスケアシステムズによる検査及び来館者によるリボーン体験の利用を通じて、来館者の個人情報を取得する。以下、それぞれを通じて取得する情報を以下の表のように呼び、各情報の詳細な項目はそれぞれ別紙 1 から別紙 4 に記載する。

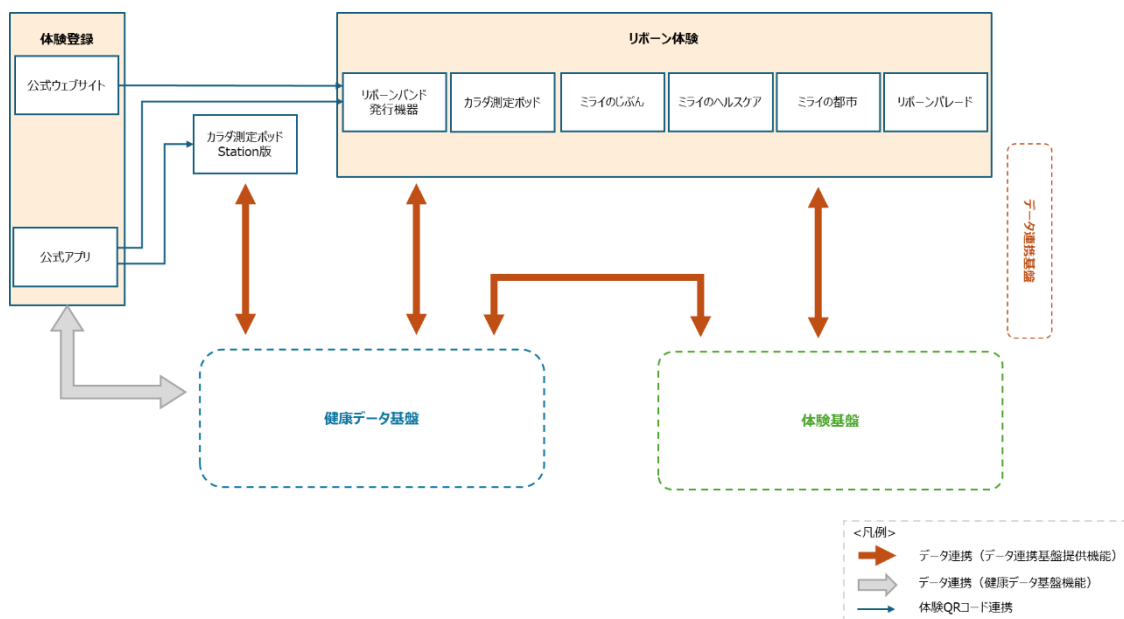
取得方法	取得する情報の内容及び呼称		全ての情報の総称
公式アプリ	公式アプリ情報	公式アプリ等情報 (別紙1)	大阪パビリオン取得情報
公式ウェブサイト	公式ウェブサイト情報		
ヘルスケアシステム ズによる検査	ヘルスケアシステムズ情報 (別紙2)		
カラダ測定ポッド	カラダ測定ポッド情報	カラダ測定ポッド等 情報 (別紙3)	
カラダ測定ポッド Station版	カラダ測定ポッド Station版情報		
来館者によるリポー ン体験の利用	リポーン体験情報 (別紙4)		

### 第3 リボーン体験に伴う大阪パビリオンによる個人情報の処理に伴うシステム設計

#### 1 リボーン体験システムの概要

大阪パビリオンは、大阪パビリオン取得情報を、リボーン体験のために構築されたシステム（以下「本件システム」という。）上で取り扱う。本件システムは、大きく、第2で記載した、公式アプリ、公式ウェブサイト、カラダ測定ポッドなどの来館者が直接接触するシステム・仕器の他、大阪パビリオン取得情報を処理し、リボーン体験の各種機能を提供するための3つの「基盤」と呼ばれるシステムから構築されている。3つの基盤とは、具体的には、健康データ基盤及び体験基盤と称する基盤に加えて、システム内、及びシステム内とシステム外の情報連携を支援するデータ連携基盤と称する基盤である。本件システムの概要を示すと以下のとおりであり、大阪パビリオン取得情報は、健康データ基盤及び体験基盤に保管され、必要に応じて処理される。

なお、第2の1(4)記載のとおり、一部の協賛者は、大阪パビリオンから一部の情報の提供を受けたり、独自に情報を取得するなどしているが、これらの協賛者による個人情報の取扱いは各協賛者が独自に行っており、本件システムにおいて協賛者が個人情報を取り扱うことはない。



健康データ基盤の内部においては、概要として「健康データ」、「ヘルスケアランク」、「パビリオンアカウント」、「アプリアカウント」という4つの分類がなされ、体験基盤の内部においては、概要として「アバター」「体験者情報」、「体験履歴」、「ランクアップ」「レコメンド」といった5つの分類がなされ、それぞれの項目ごとに大阪パビリオン取得情報が保管されている。これらの基盤に含まれる主な情報は以下のとおりである。

基盤	分類	格納される情報の呼称	格納される情報の内容
健康データ 基盤	健康データ	ヘルスケアシステムズ情報及 びカラダ測定ポッド等情報	別紙 2 及び 3
	ヘルスケアラン ク	カラダ測定ポッド情報	別紙 3 における心血管・筋 骨格・視覚・肌・歯・髪ラ ンク
	パビリオンアカ ウント	公式アプリ等情報	別紙 1 (メールアドレス 及びパスワードを除く)
	アプリアカウン ト	公式アプリ情報	別紙 1
体験基盤	アバター	カラダ測定ポッド情報	アバター
	体験者情報	公式アプリ等情報	生年月日、性別
	体験履歴	リボーン体験情報	別紙 4
	ランクアップ	リボーン体験情報	体験履歴を基にランクア ップしたヘルスケアラン ク
	レコメンド	リボーン体験情報	協賛者ブースに関する推 奨

健康データ基盤及び体験基盤に大阪パビリオン取得情報が格納される際は、必要に応じてデータ連携基盤の機能を活用する。データ連携基盤は、分散型データ流通プラットフォームであり、安全かつ効率的にデータを連携することが可能となるシステムである。なお、データ連携基盤は個人情報の取扱いに関係しないため、以下、本件システムについて述べる際には、説明の簡略化のために、データ連携基盤やその機能については必要な範囲での言及に留める<sup>5</sup>。

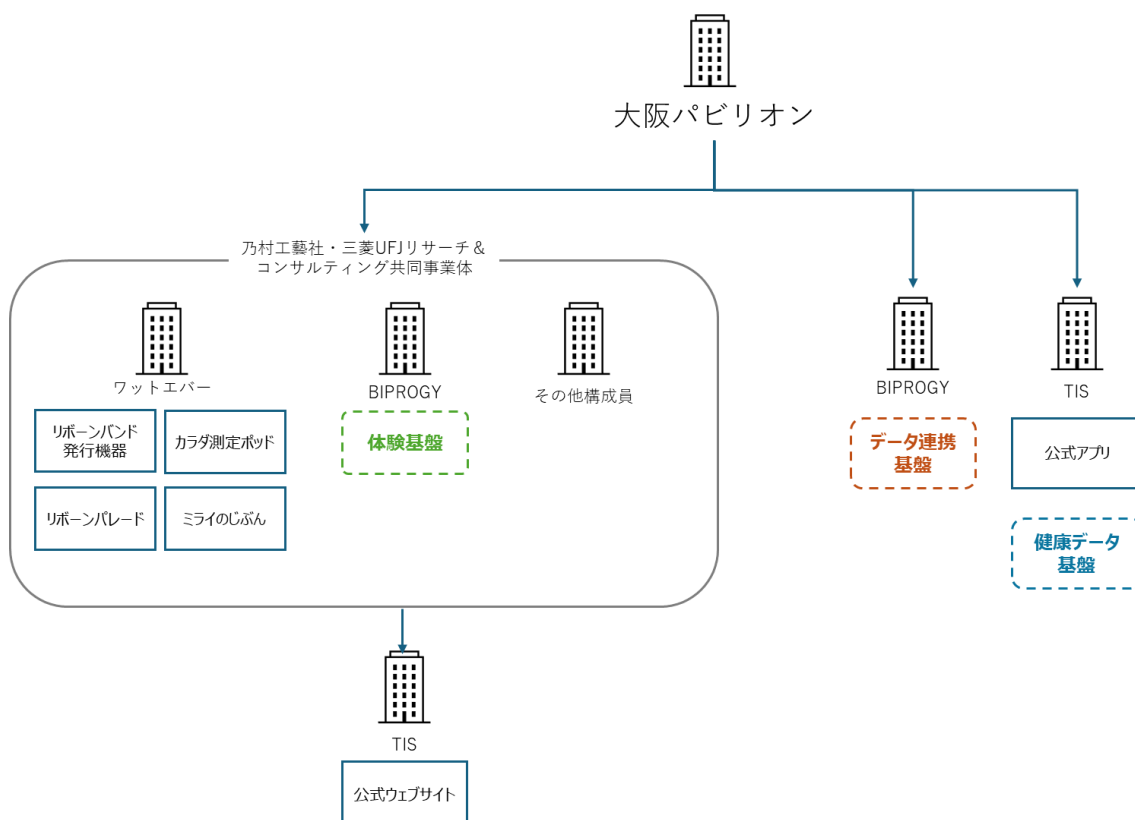
大阪パビリオンは、本件システムを安全かつ安定して作動させるため、本件共同企業体の構成員又はその他の第三者にその構築・運用を委託することとした。具体的には、体験基盤及びデータ連携基盤の構築・運用を BIPROGY 株式会社（以下「BIPROGY」という。）<sup>6</sup>、健康データ基盤、公式アプリ、公式ウェブサイトの構築・運用を TIS 株式

<sup>5</sup> データ連携基盤は、後述する BIPROGY が提供する Dot to Dot と呼ばれる技術を用いた仕組みであり、かかる仕組みを基に開発されたデータ連携基盤は、提供元から提供先への情報の移転に必要な暗号化及び連携のサポートをするものの、提供元から提供先（例えばカラダ測定ポッドから健康データ基盤）にデータが直接送信され、データ連携基盤をデータが通過するわけではない。したがって、当該情報の内容を BIPROGY が閲覧等することはなく、この側面において、大阪パビリオンが取得した個人情報を BIPROGY が取り扱うことはない。

<sup>6</sup> <https://www.biprogy.com/>

会社（以下「TIS」という。）<sup>7</sup>が担当することとなった。また、リボンバンド発行、カラダ測定ポッド、ミライのじぶん、リボンパレードにおいて使用される各種システムの構築・運用を株式会社ワットエバー（以下「ワットエバー」という。）<sup>8</sup>が担当することとなった。

BIPROGY は、ICT 戦略のコンサルティングサービスやソフトウェアの開発請負、技術支援等を提供する事業者であり、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) (ISO/IEC27001)やプライバシーマークの認定を得ている事業者であると共に、本件共同企業体の一構成員である。TIS は、ビジネスに関連する基幹システムやアプリケーション、当該システムの基盤となるプラットフォーム等を提供する事業者であり、独立行政法人情報処理推進機構による情報セキュリティサービス基準適合サービスリストのうち情報セキュリティ監査支援サービスに登録されており、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) (ISO/IEC27001) やプライバシーマークの認定を得ている事業者である。ワットエバーは、アプリや AR/VR コンテンツといったバーチャルサービスを提供する事業者であり、リボン体験の企画立案を担当している (BIPROGY、TIS 及びワットエバーと大阪パビリオンとの関係については第 4 の 3 で詳述する。)



<sup>7</sup> <https://www.tis.co.jp/>

<sup>8</sup> <https://whatever.co/ja/>

## 2 リボーン体験の流れに沿った個人情報の取扱い

大阪パビリオンが来館者の個人情報を取り扱う主な流れは以下のとおりとなる。

- ① 公式アプリ等情報の取得から大阪ヘルスケアパビリオン来館時
- ② カラダ測定ポッドの利用時
- ③ ミライのじぶんにおけるアバターの表示時
- ④ ミライのヘルスケア及びミライの都市における協賛者ブースの利用時
- ⑤ リボーンパレードにおけるアバターの表示とアバターによるパレードへの参加時
- ⑥ カラダ測定ポッド Station 版
- ⑦ 大阪・関西万博閉幕後

このうち、大阪・関西万博開幕中におけるリボーン体験の提供に伴うデータの取扱いが中心となる①～⑥を **Phase1**、大阪・関西万博開幕中から閉幕後においてデータの取扱いが生じる⑦を **Phase2** とし、それぞれの内容を以下で詳述する<sup>9</sup>。

## 3 Phase1

### (1) 公式アプリ等情報の取得から大阪ヘルスケアパビリオン来館時

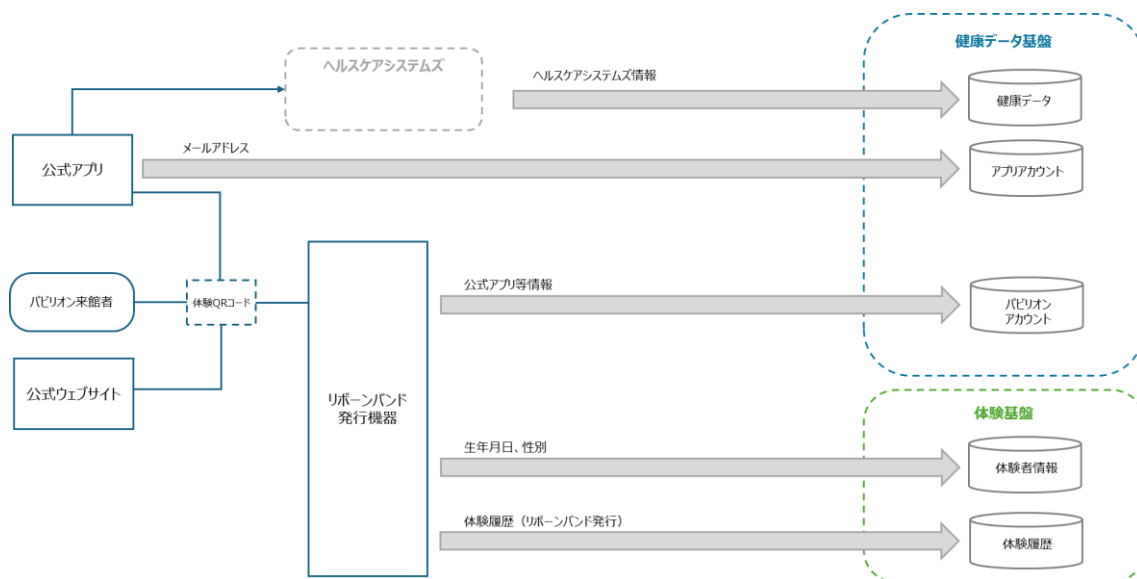
リボーン体験の通常体験を希望する来館者は、公式アプリ等を通じて体験登録を行った上で来館する。

大阪パビリオンは、登録した来館者に対して体験 **QR** コードを発行し、来館者は、大阪ヘルスケアパビリオン来館時に体験 **QR** コードを用いてリボーンバンドを発行する<sup>10</sup>。その際の主なデータの流れは以下のとおりである。

---

<sup>9</sup> なお、リボーン体験の時系列に厳密に沿うのであれば、「⑥ カラダ測定ポッド Station 版」については①と②の間に位置することになるが、カラダ測定ポッド Station 版がリボーン体験と直接に関係しないこともあり、リボーン体験の流れとは別に⑥として説明する。

<sup>10</sup> 厳密に言えば、公式アプリにおいては登録時点で公式アプリ情報が健康データ基盤に登録されるが、公式ウェブサイトにおいては登録時点では **QR** コードが発行されるのみで、来館時におけるリボーンバンド発行時点で公式ウェブサイト情報が健康データ基盤に登録されるという違いが存在する。



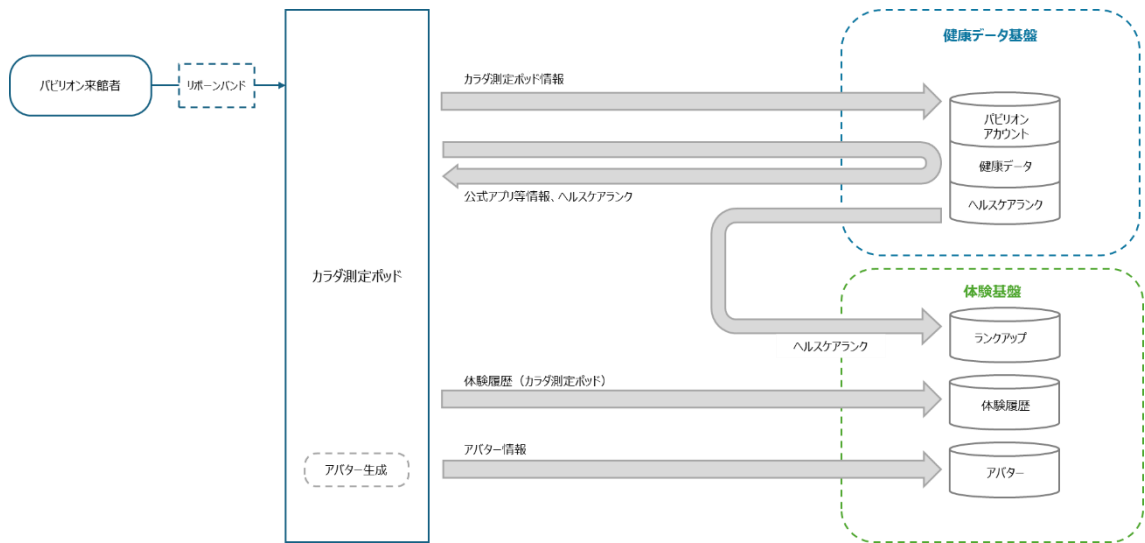
公式アプリを通じて来館者が体験登録した場合、健康データ基盤にメールアドレスが格納される。また、ヘルスケアシステムズによる検査を利用した場合、ヘルスケアシステムズ情報が健康データ基盤に格納される。

大阪ヘルスケアパビリオンを来館者が訪問しリボンバンドを発行した際に、公式アプリ等に登録したニックネーム、生年月日、性別が健康データ基盤に格納される。また、生年月日と性別については体験基盤にも格納され、リボンバンド発行機器を利用したという履歴が体験基盤に格納される。

## (2) カラダ測定ポッドの利用時

来館者がカラダ測定ポッドを利用した際の主なデータの流れは以下のとおりである。



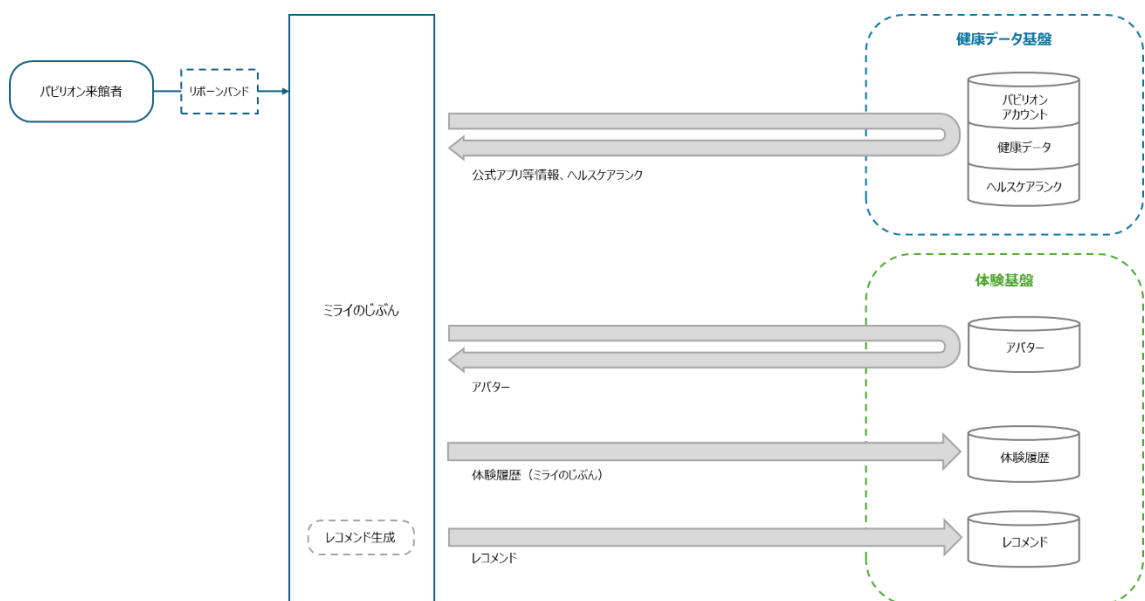


カラダ測定ポッドを通じて測定されたカラダ測定ポッド情報は健康データ基盤に格納され、カラダ測定ポッドを利用したという履歴及び生成されたアバターが体験基盤に格納される。なお、ヘルスケアランクは体験基盤にも格納され、その後の体験履歴によるランクアップの基となる。

また、カラダ測定ポッドにおいては、ニックネーム等の公式アプリ等情報及びヘルスケアランクを呼び出してカラダ測定ポッド内にあるモニターに表示し、来館者がこれを閲覧できるようになる。

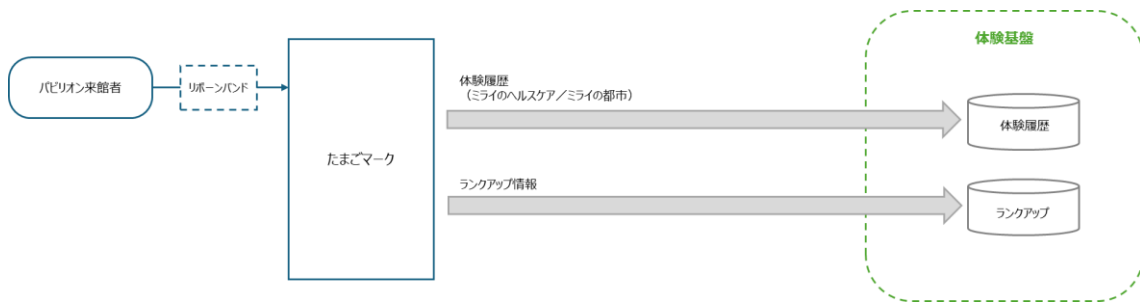
### (3) ミライのじぶんにおけるアバターの表示時

来館者がミライのじぶんを体験した際の主なデータの流れは以下のとおりである。

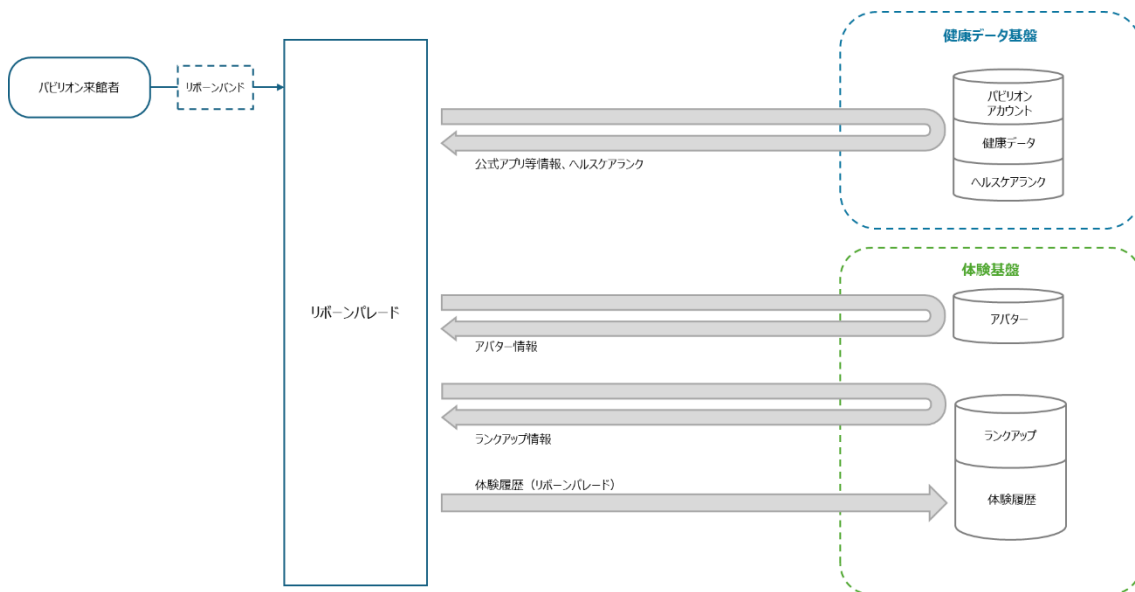


来館者がミライのじぶんを体験すると、健康データ基盤に格納された言語設定やユニバーサルデザイン対応等の公式アプリ等情報及びヘルスケアランク並びに体験基盤に格納されたアバターが呼び出されモニターに表示される。また、ミライのじぶんを体験したという履歴及び生成されたレコメンド情報が体験基盤に格納される。

- (4) ミライのヘルスケア及びミライの都市における協賛者の出展ブースの利用時  
協賛者は、出展ブース横にたまごマークが搭載されたスタンドを設置する。来館者は、リボンバンドをたまごマークにタッチし、当該ブースを体験する。これにより、ミライのヘルスケア又はミライの都市を体験したという履歴及びヘルスケアランクがアップしたという情報が体験基盤に格納される。



- (5) リボンパレードにおけるアバターの表示とアバターによるパレードへの参加時  
来館者がリボンパレードを体験した際の主なデータの流れは以下のとおりである。

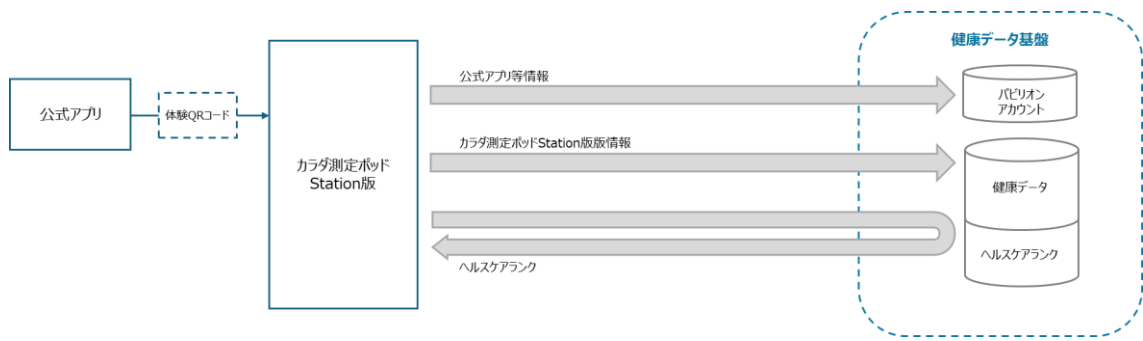


リボンパレードにおけるモニターに来館者がリボンバンドをタッチすると、健康データ基盤から言語設定やユニバーサルデザイン対応等の公式アプリ等情報及びヘルスケアランク並びに体験基盤からアバター及びランクアップしたヘルスケアランクが呼び出され、これらを基にアバター及びランクアップしたヘルスケアランクがモニターに表示される。また、リボンパレードを体験したという情報が体験基盤に格納される。

#### (6) カラダ測定ポッド Station 版の利用時

以上の流れとは別に、大阪パビリオンは、大阪駅等の公共スペースにカラダ測定ポッド Station 版を設置し、大阪ヘルスケアパビリオンを広く認知してもらうと共に、大阪・関西万博に興味を持ってもらうことを企図している。カラダ測定ポッド情報とカラダ測定ポッド Station 版情報はほぼ同じ内容であり<sup>11</sup>、あくまで、カラダ測定ポッドがどのようなものなのかを体験することが主目的となる。そのため、来館者が大阪ヘルスケアパビリオンを訪問した際には、カラダ測定ポッドを改めて利用し、これを通じて取得したデータを基にリボン体験を利用することになる。カラダ測定ポッド Station 版情報は健康データ基盤に格納され、ヘルスケアランクがポッド内のモニターに表示される。

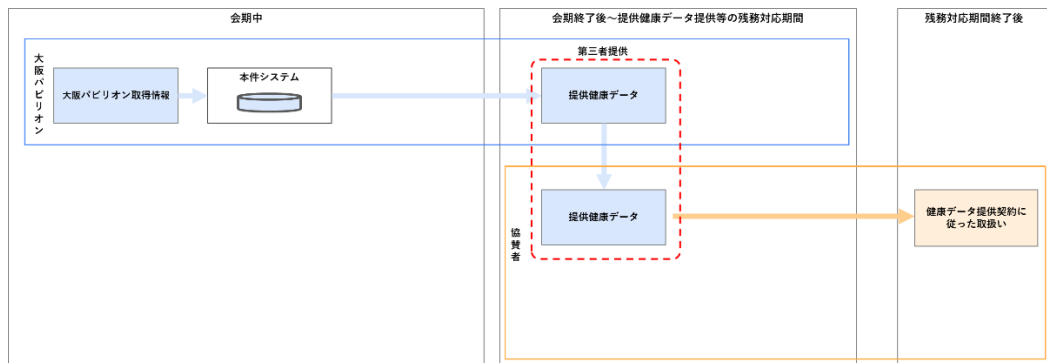
<sup>11</sup> カラダ測定ポッド Station 版においてはアバターが生成されないという点で、カラダ測定ポッドを通じて取得する情報との相違点が存在する。



#### 4 Phase2

Phase2における個人情報の取扱いに関する概要は以下のとおりであり、大阪パビリオン取得情報の取扱いに協賛者が関係する場面として大きく分けて4つのパターンが存在する。

##### <パターン1>

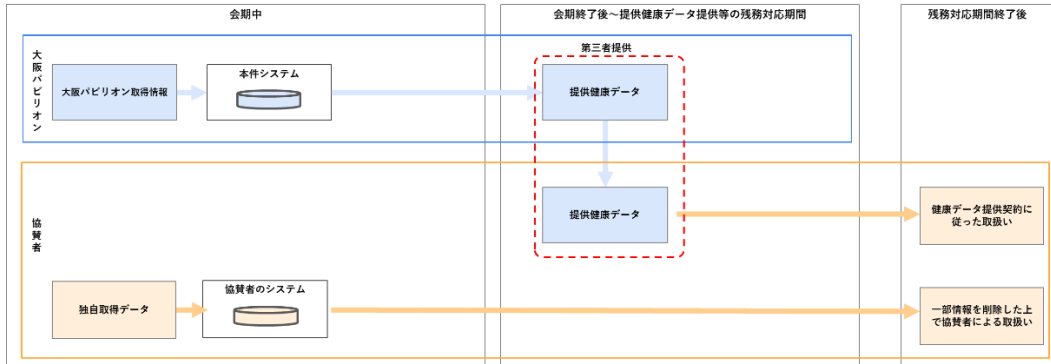


パターン1は、大阪パビリオンとの間における共同利用が無く、協賛者による独自取得データの取得も無い場合である。

大阪・関西万博の会期が終了した後、大阪パビリオンは、大阪パビリオン取得情報のうちニックネームやメールアドレス、顔画像等そのみをもって受領者が本人を識別できる情報を削除し、協賛者及び研究機関等（以下「データ受領者」という。）に提供するデータ（以下「提供健康データ」という。）を作成する。

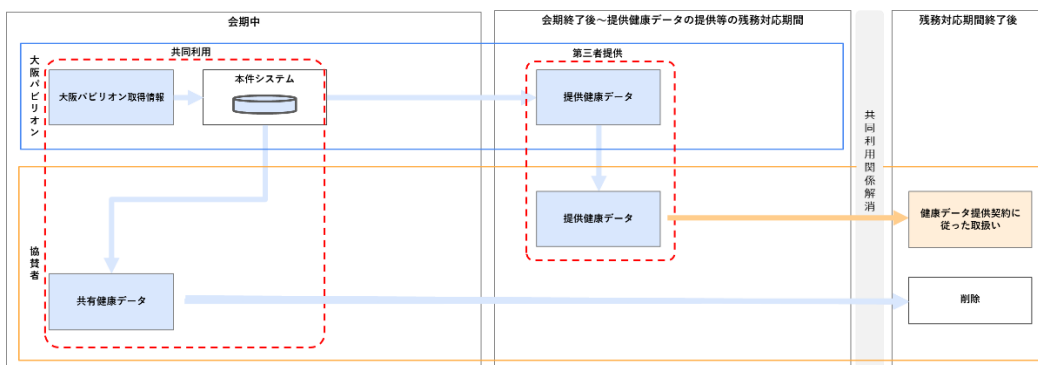
提供健康データが作成された後、大阪パビリオンは、別紙5記載のデータ受領者に対して提供健康データを提供する。このような第三者提供によって来館者の権利利益に不測の損害を与えることのないよう、大阪パビリオンは、提供健康データにおける個人識別性を排除し、データ受領者にとって個人関連情報（個人情報保護法2条7項）になるよう加工した上で、個人関連情報である提供健康データの適切な取扱いをデータ受領者に遵守させるために健康データ提供契約を締結することとした（第5参照）。

<パターン 2>



パターン 2 は、大阪パビリオンとの間における共同利用は無いが、協賛者による独自取得データの取得が有るものであり、本パターンが適用される協賛者は、第 2 の 1(4) 及び(5)の表において独自取得データを取得するとされており、かつ、大阪パビリオンから個人情報の共有が無いとされている者である。このようにして取得された独自取得データは、提供健康データとは別途、協賛者において保有が継続される。大阪パビリオンとして、独自取得データの取得及び利用を制限していることは第 4 の 5(2)のとおりである。

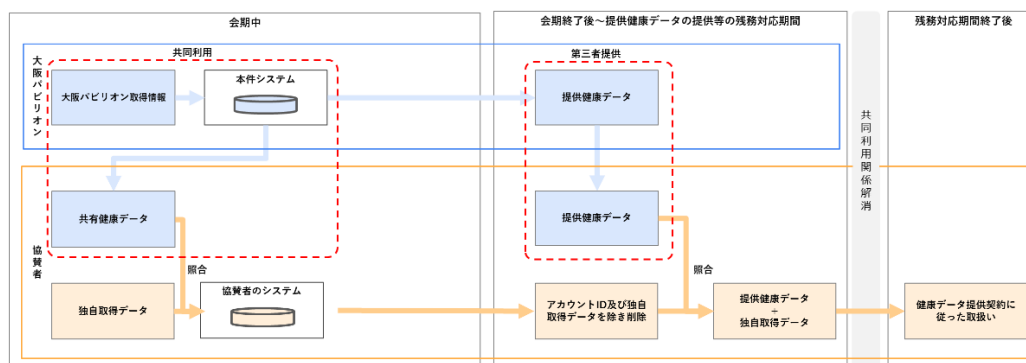
<パターン 3>



パターン 3 は、大阪パビリオンとの間における共同利用は有るが、協賛者による独自取得データの取得が無いものであり、本パターンが適用される協賛者は、第 2 の 1(4) の表において大阪パビリオンから個人情報の共有が有るとされ、かつ、独自取得データの取得が無いとされている者である。この場合、第 2 の 1(4)の表における「個人情報の

共有」欄記載の情報（以下「共有健康データ」という。）が協賛者に提供され、協賛者による展示が提供される。このようにして協賛者が取得した共有健康データは、リボン体験のためのみに利用され、共同利用関係が解消されるまでに削除される。

<パターン 4>



パターン 4 は、大阪パビリオンとの間における共同利用及び協賛者による独自取得データの取得のいずれもが有るものであり、本パターンが適用される協賛者は、第 2 の 1(4)の表において独自取得データを取得し、かつ、大阪パビリオンから個人情報の共有が有るとされている者である。これらの協賛者は、大阪パビリオンから共同利用を通じて取得した大阪パビリオン取得情報を共同利用関係が解消されるまでに削除するが、アカウント ID のみ保有を継続することが許容される。そして、独自取得データとアカウント ID をセットで保管しておき、大阪パビリオンから受領する提供健康データをアカウント ID によって照合し、照合後のデータを保有することになる。大阪パビリオンは、このようなデータをもって本人を識別することを禁止することとし、健康データ提供契約を協賛者と締結した(第 5 の 6)。

## 第4 Phase1における検討事項

### 1 はじめに

大阪パビリオン取得情報を適切に取得、利用、保護等することを徹底する必要があることは言うまでもない。大阪パビリオンは、取得する個人情報の対象をリボン体験の提供に必要な内容に限定すると共に、公式アプリ等情報やカラダ測定ポッド等情報として要配慮個人情報（個人情報保護法2条3項）を取得することのないよう慎重に検討した（第4の2）。

また、大阪パビリオン取得情報は、データ連携基盤を通じて健康データ基盤及び体験基盤に保存される。大阪パビリオンは、これらの基盤の構築・運用を信頼できる外部事業者へ委託することとし、その事業者を慎重に検討した上で、個人情報の取扱いに関する委託関係を適切に構築することを含め、大阪パビリオンとして個人情報に関する管理体制の整備に努めた（第4の3）。

リボン体験の提供において、大阪パビリオンが保有する個人情報を活用した上で来館者に展示を提供する協賛者が存在することは第2の1(4)のとおりである。大阪パビリオンは、これらのデータ連携について、大阪パビリオン及び協賛者との間で共同利用関係（個人情報保護法27条5項3号）を構築し、適切な連携を心掛けた（第4の4）。

### 2 個人情報の取得及び利用目的の特定等

#### (1) 取得する個人情報の概要

大阪パビリオンが取得する個人情報及びその取得方法は第2の4及び別紙1～4記載のとおりである。このうち、ヘルスケアシステムズ取得情報とは、受託検査や郵送検査等を事業活動とするヘルスケアシステムズが、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所と共同で開発した腸内細菌を調べる検査キットである腸内細菌抗体検査（以下、「腸内細菌抗体検査」という。）を通じて取得する情報を指す。なお、腸内細菌抗体検査を利用できるのは成年のみであり、未成年は利用できない。

来館者は、公式アプリを通じて腸内細菌抗体検査を無償で申し込むことができ、当該検査を利用した場合、その検査結果のうち別紙2記載の情報が、大阪パビリオンに提供される。このような個人情報の提供は、本人の同意に基づく第三者提供として実施されるものであり、ヘルスケアシステムズは、検査を申し込む際に来館者から同意を取得した上で、別紙2記載の情報を大阪パビリオンに提供する。

#### (2) 取得する個人情報の限定

大阪パビリオンは、来館者から多種多様な個人情報を取得することを想定しており、当初、要配慮個人情報に該当し得る情報の取得も検討されていた。要配慮個人情報の取得に関しては本人の同意が必要となり（個人情報保護法20条2項）、本人が

任意に提供する場合は同意があったものと扱ってよいと解されている<sup>12</sup>ものの、要配慮個人情報という性質上、その取得及び利用については厳に必要な範囲に限るべきであり、また、大阪・関西万博には、小中学生を含む未成年の来館も多数見込まれていることへの配慮も必要であった。このような点を踏まえ、大阪パビリオンは、個人の権利利益に対する影響を可能な限り小さくするべく、大阪パビリオンが来館者から直接取得する情報の中に要配慮個人情報を含まないこととした。

これらの検討の結果としてリボーン体験の提供のために必要な範囲で取得することとしたのが別紙 1～4 の情報である。例えば、氏名や住所はリボーン体験に不要であるため取得することはせずニックネームの記入を求めることとし、性別についても入力を任意とすることで、本人の識別可能性を下げることにした。なお、ヘルスケアシステムズにおいては検査の過程において氏名や住所を取得するものの、ヘルスケアシステムズから大阪パビリオンが受領する情報に氏名や住所は含まれない。

このような対応を取ることで、大阪パビリオンが取得する個人情報は、リボーン体験の提供という利用目的を達成するために必要な情報とするように心掛けた。

### (3) 個人情報の利用目的の特定及び公表

大阪パビリオンが取得する個人情報の利用目的については、公式アプリ等で公表している大阪ヘルスケアパビリオンプライバシーポリシー<sup>13</sup>（以下「大阪ヘルスケアパビリオンプライバシーポリシー」という。）「Ⅲ」において具体的に記載することで来館者の理解に資するよう心掛けた。

## 3 大阪パビリオンにおける個人情報の管理体制

### (1) 大阪パビリオンが運営する本件システム

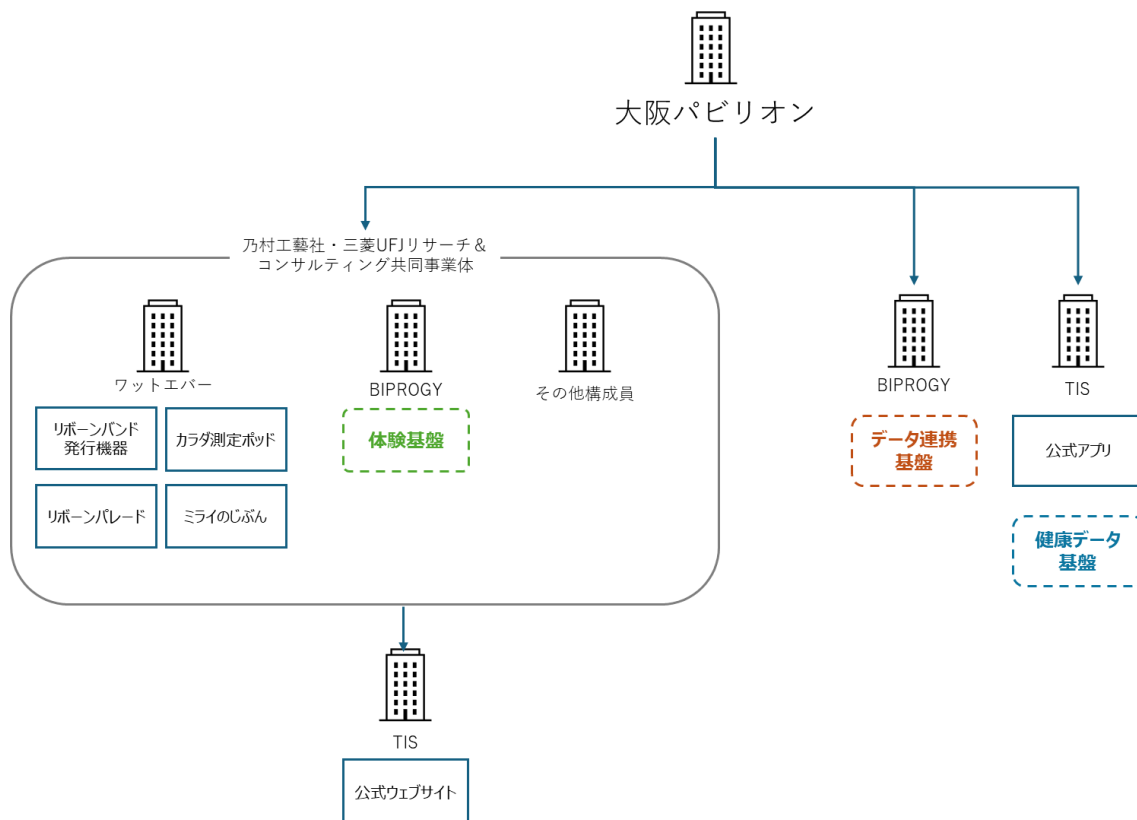
大阪パビリオンによる個人情報の管理体制は以下のとおりである（第 3 の 1 掲載の図を再掲）。

---

<sup>12</sup> 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（令和 7 年 3 月一部改正）3-3-2（※2）」2025 年 3 月 24 日（<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>, 2025 年 3 月 31 日最終閲覧）における「個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該個人情報取扱事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される。」参照

<sup>13</sup> <https://2025osaka-pavilion.jp/app/exhibition/privacy/ja/>





## (2) 大阪パビリオンと BIPROGY の関係

大阪パビリオンは、データ連携基盤の構築・運用を BIPROGY に対応させることとした。データ連携基盤を通じて BIPROGY が大阪パビリオン取得情報を取り扱うことがないことは前述（第3の1）のとおりであり、この点を明確化する趣旨で、大阪パビリオンと BIPROGY との間において個人情報を取り扱わないことを書面にて別途定めている。

また、大阪パビリオンは、体験基盤の構築・運用を本件共同企業体に対応させることとし、本件共同企業体の構成員である BIPROGY がこれに対応することとした。この側面において BIPROGY は大阪パビリオン取得情報を取り扱うことになるため、大阪パビリオンは、大阪パビリオンと本件共同企業体との間において締結した個人情報の取扱いに関する規定を含む委託契約を通じて BIPROGY を監督することとした。

## (3) 大阪パビリオンと TIS の関係

大阪パビリオンは、公式アプリ及び健康データ基盤の構築・運用を TIS に対応させることとし、これに伴い、TIS に対する個人情報の取扱いの委託が発生することを踏まえ、TIS との間で個人情報の取扱いに関する委託契約を締結した。かかる契約書

において、TISによる業務範囲を明確化すると共に、大阪パビリオン取得情報に関する取扱いの態様について規定した。

また、大阪パビリオンは、公式ウェブサイトの構築・運用について本件共同企業体に対応させることとし、本件共同企業体から TIS に対して当該業務が委託されることとした。大阪パビリオンは、大阪パビリオンと本件共同企業体との間において締結した個人情報の取扱いに関する規定を含む契約及び本件共同企業体と TIS との間において締結された委託契約を通じて本件共同企業体及び TIS を監督することとした。

#### (4) 大阪パビリオンとワットエバーの関係

大阪パビリオンは、リボンバンド発行、カラダ測定ポット、ミライのじぶん、リボンパレードにおいて使用される各種システムの構築・運用を本件共同企業体に対応させることとし、本件共同企業体の構成員であるワットエバーがこれに対応することとした。大阪パビリオンは、大阪パビリオンと本件共同企業体との間において締結した個人情報の取扱いに関する規定を含む委託契約を通じてワットエバーを監督することとした。

#### (5) 大阪パビリオンにおける個人情報の管理体制

大阪パビリオンは、大阪パビリオン取得情報を取り扱う主体となるため、個人情報保護規程を作成し、これを遵守することで個人情報を安全かつ適切に管理することとし、かつ、その内容に関する研修に従業者に対して実施しこれを周知した。

このように、大阪パビリオンにおける個人情報の管理体制を適切に構築すると共に、大阪パビリオン取得情報を取り扱うことになる本件システムの構築・運用について信頼できる第三者に委託し、かつ、当該委託に伴って生じる個人情報の取扱いについても適切な契約を締結しもって委託先を監督することで、大阪パビリオン取得情報に関する管理体制の充実に努めた。

### 4 リボン体験の提供に伴う協賛者との情報共有

協賛者の一部は、大阪パビリオン取得情報を大阪パビリオンから提供されることで自らの展示を来館者に提供する。その際の主なデータの流れは以下のとおりである。



来館者が協賛者の展示ブースに設置されたたまごマークにリボンバンドをタッチすると、共有健康データが協賛者のシステムに格納される。大阪パビリオンは、共有健康データの提供を共同利用によって実施することとし、その内容を大阪ヘルスケアパビリオンプライバシーポリシー「IV」に記載した上で公表すると共に、各協賛者の展示ブースにおいて同内容の書面又は電磁的記録を配置することで、共同利用の実施及びその内容について来館者が容易に知り得る状態に置くこととした。

加えて、各協賛者との間で健康データ提供契約（別紙 6）を締結し、共有健康データの取扱いに際して遵守すべき義務を明記した。例えば、協賛者（データ受領者）は、独自出展ブースの運営のためのみに共有健康データを利用できることとし（5 条 3 項）、協賛者における安全管理措置及び漏洩報告を義務付けた上で（同 5 項～7 項）、大阪ヘルスケアパビリオンの運営が終了した後の速やかな削除を義務付け（同 8 項）、これらに反した場合の損害賠償義務（12 条）に加えて公表措置（17 条）についても定めることで、協賛者による共有健康データの適切な取扱いを確保することとした。

共有健康データに関する共同利用は、大阪・関西万博が閉幕した後の残務処理が完了した際に解消される。

## 5 その他の検討事項

### (1) ミライのじぶんにおけるモニターを通じたアバター等の表示

第 2 の 1③として挙げたミライのじぶん及び⑥リボンパレードにおいて来館者は、それぞれに設置されているモニターにリボンバンドをタッチすることで、大阪パビリオン取得情報を基にしたアバター及びヘルスケアランクを閲覧することができるところ、この場は個室ではないため、近くの親族や友人、他人等がそのアバターやヘルスケアランクを閲覧する可能性がある。

来館者によっては、同行している知人や見知らぬ他人に自らのアバターやヘルスケアランクを見られたくないと考える方がいる可能性があり、特に、判断能力に乏しい未成年が仕組みを正確に理解することなく自らのアバター等を第三者の目に晒すことで生じ得る意外性や不快感を与えないようにするため、アバター等の展示に際しては、約 80 インチのディスプレイにおいて以下の記載を事前に表示することとした。



※この体験では「カラダ測定ポッド」で測定したヘルスケアランクや「ミライのじぶん」が画面に表示されます。

※表示される「ミライのじぶん」の容姿は、あなたの身長、顔写真、年齢及びその年齢の標準体型を用いて生成したイメージとしてご覧ください。

**\*In this experience, your healthcare rank measured in the "Body Analysis Pod", as well as**

**"Your Future Self" will be displayed on the screen.**

**\*The appearance of "Your Future Self" is an image generated using your height, facial photo, age, and the standard body type for that age.**

## (2) 協賛者独自のデータ取得

ミライのヘルスケア及びミライの都市において、来館者から個人情報を独自に取得（独自取得データ）する協賛者が存在することは第2の1（4）及び第3の4のとおりである。

大阪パビリオンが氏名や住所、メールアドレスといった情報を利用せずにリボーン体験を提供すると判断した以上、協賛者においてもこれらを取得する必要はない<sup>14</sup>。そこで大阪パビリオンは、健康データ提供契約を通じて、本人を識別できる情報及び協賛者が有する他の情報と容易に照合することができそれにより本人を識別することができることとなる情報の取得を原則禁止することとした（健康データ提供契約8条3項）。その上で、独自取得データの内容をあらかじめ大阪パビリオンに申告させ、その内容、利用目的、削除時期を確認することとした（健康データ提供契約8条1項、3項ただし書）。このような過程を通じて、独自出展ブースにおける展示や防犯のために来館者の動画像を取得する場合については、即時ないし大阪・関西万博閉幕後速やかに削除することを書面にて確認した。その他、それのみをもって本人を識別し得る情報が独自取得データとして取得されることは現時点において想定されていないが、このような場面が発生した場合であっても、大阪パビリオンは適切な検討及

<sup>14</sup> なお、大阪パビリオンがメールアドレスを取得するのは公式アプリにおける本人認証のためののみであり、リボーン体験において利用することはない。

び対応を継続する予定である。

大阪パビリオンは、大阪・関西万博閉幕後においても協賛者が独自取得データを保有することを許容するものの、その取扱いについては、協賛者において関係法令を遵守すると共に、健康データ提供契約 4 条及び 8 条を通じて適切な管理を求めることとした。

なお、協賛者は、自らが構築するシステムに独自取得データを格納し管理するものであり、大阪パビリオンに対して協賛者から独自取得データが提供等されることはない。

## 第5 Phase2における検討事項

### 1 提供健康データの提供

大阪パビリオンは、大阪・関西万博の閉幕後、リボーン体験を通じて取得した個人情報を、産・学における商品・サービスの開発や研究開発を促進し、ひいてはQOLの向上に資することを企図し、別紙5記載のデータ受領者に提供健康データを提供することとした。

かかる目的には社会的意義があるものの、大阪・関西万博には多数の来館者が想定されており、また、大阪パビリオンが取得する個人情報が多様であることからすると、リボーン体験の提供という本来の目的とは関係のない第三者提供には慎重を期す必要があると大阪パビリオンは判断した。

そこで大阪パビリオンは、本人の権利利益に影響・リスクを生じさせないように、提供健康データの内容を慎重に検討した(第5の2)。また、提供健康データの第三者提供について、来館者に対して明確に説明すると共に、来館者が同意の撤回を求めた場合にも応じること等の対応を通じて、来館者が不測の損害を被ることのないよう対応することとした(第5の3及び4)。

提供健康データの内容を精査した結果、提供健康データは、受領者において個人を識別することができる情報を削除して提供することとなり、ゆえに、データ受領者にとっては個人関連情報になることが予定されている。大阪パビリオンは、前述の対応に加え、データ受領者に対して、個人関連情報である提供健康データを個人情報とみなして取り扱うことを求めることで、提供健康データに関する適切かつ安全な利用の確保を求めることとした(第5の5)。

### 2 提供健康データの作成

大阪パビリオンは、大阪パビリオン取得情報のうち未成年に関する情報については提供健康データの対象外とすることとした。提供健康データの提供は本人同意に基づき実施するところ、未成年においては自らの個人情報が第三者に提供されるということにつき適切に判断することが難しい場面もあり得ると考えたためである。なお、年齢を判断する基準時は公式アプリ等を通じた利用規約への同意時点であり、したがって、公式アプリ等を通じた体験登録時には未成年であった来館者が大阪ヘルスケアパビリオン来館時には成年となっていた場合であっても、提供健康データの対象とはならない。

また、公式アプリ等において同伴者として登録された者には未成年が登録される可能性があることを踏まえ、同伴者として登録された者の個人情報に関しては未成年であるか否かを問わず一律に提供健康データの対象外とした。

加えて、お試し体験を設けた趣旨の一つに、大阪パビリオンに対して個人情報を提供することについては消極的であるもののリボーン体験を利用してみたいと考える来館

者への配慮という点があることを踏まえ、お試し体験の利用を通じて取得した来館者の情報（顔画像、身長及び利用言語）についても提供健康データには含まないこととした。

大阪パビリオンは、このようにして提供健康データの対象を峻別した上で、大阪パビリオン取得情報のうちそれのみをもってしてデータ受領者が個人を識別できる情報については提供の対象外とした。このような情報の例として顔画像やアバター画像があり、また、ニックネームやメールアドレスも個人を識別し得る情報が混入する可能性を否定できないとして、提供健康データに含めないこととし、これらの他に歯画像等についても提供健康データに含めないことにした。これらの検討を経て決定された提供健康データの内容が別紙7である。

なお、提供健康データに含まれる頭頂部及び背面の画像を通じてデータ受領者が個人を識別できる可能性は低いものの、慎重を期すために、提供する画像に頭部以外の情報（耳や鼻、着衣）が含まれないようにトリミングを実施することとした。これに加えて、これらの画像に対する目視による検証を通じて個人を識別し得る画像を排除し、かつ、識別の可否に関する判断が難しいものであっても一般人から見て特徴的な画像（例：特徴的な傷やタトゥーなど）を提供健康データから除外することを目的とし、このような作業が可能な事業者を選定し対応することを予定している。

以上に加えて、提供健康データ全般において、個人を識別し得る特異な情報が含まれないようにするために、外れ値その他の特異な数値が含まれている場合にはその特異性を排除することを予定している。

これらの点は、大阪・関西万博の会期中においても検討を継続しつつ、実際に取得したデータの内容を確認し、個人の権利利益に対する影響・リスクを生じさせないように配慮した上で提供健康データを作成することとしている。

以上の対応により、提供健康データに含まれる情報は成年によるもののみとした上で、かつ、データ受領者においてそれのみをもって個人を識別できない、すなわち、データ受領者にとっては個人関連情報となるように提供健康データを作成することとした。

### 3 センサ提供協賛者に対する個人情報の提供

カラダ測定ポッド等は、協賛者であるパナソニックホールディングス株式会社（以下「センサ提供協賛者」という。）が提供するセンサを用いて来館者の情報を測定する。当該センサは元々、対象者の後ろから計測することを前提として設計されていたものの、カラダ測定ポッド等においては来館者の斜め上後方から計測することとなったため、センサの本来の使用法とは異なる態様にて使用されることとなった。このような異なる態様による使用であっても適切な測定が可能であるか否かの検証を通じて、センサ測定精度に関する将来の技術発展等に資することを目指し、大阪パビリオンは、

開幕日である 2025 年 4 月 13 日から 1 か月間の中にセンサを通じて計測したデータ及び一部の属性情報をセンサ提供協賛者に提供することとした。センサ提供協賛者に対して提供する提供健康データは別紙 8 のとおりである。

なお、センサ提供協賛者に対して提供される提供健康データに、未成年者、公式アプリに同伴者として登録された者及びお試し体験の利用者の情報が含まれないこと並びに外れ値その他特異な数値が含まれるものについてはその特異性を排除した上で提供することは前項と同様である。

#### 4 個人情報の提供に対する同意の取得

大阪パビリオンは、本人同意に基づく第三者提供によって提供健康データを提供する。ただし、リボーン体験を利用する来館者にとって、自らの個人情報がリボーン体験のために活用されることは当然に想定し得るものの、リボーン体験の後に第三者によって利用されることを想定し難い面があることは否定できない。そこで、大阪パビリオンは、大阪パビリオンプライバシーポリシー（V(2)及び(3)）において、提供する個人情報及び提供先である協賛者の名称を特定し、各協賛者による利用目的が記載されたプライバシーポリシーの URL を記載することとした。また、同(5)において、学術研究目的での提供がなされることを記載すると共に、その提供先を、大阪府が設立した独立行政法人などの一定の要件を満たす研究機関等に限定することとした。

これらを通じて、来館者が想定していないデータ受領者又は利用目的の下で来館者の個人情報が利用されることを防止することに努めた。

#### 5 第三者提供に関する同意の撤回

大阪パビリオンとしては前項のとおり対応し、来館者による理解に基づく同意を通じた第三者提供を予定しているものの、提供健康データの提供に関するプライバシーポリシー上の記載を全ての来館者が正確に理解することを期待することは必ずしも容易でないことも事実である。そこで、大阪パビリオンは、提供健康データの提供に同意した来館者が、その後においてその同意の撤回を希望した場合、本人確認の上で対象となる個人情報を特定できれば任意削除に応じることとし、これによって第三者提供の対象から除外することとした。

このような対応を取ることで第三者提供に関する同意の撤回を事実上可能とし、来館者の意に反した個人情報の第三者提供の防止に努めることとした。

#### 6 データ受領者に対する契約上の義務付け

データ受領者にとっては健康提供データが個人関連情報となるため、データ受領者において課される個人情報保護法上の義務は同法 31 条等の一部の規定のみであり、これらを除く利用目的の変更や第三者提供は自由になし得るものとなる。しかし、個人関



連情報といえど多数の来館者による様々な個人情報に基づいていることを踏まえ、大阪パビリオンは、データ受領者に対して契約上の義務を課すことで提供健康データの適切な利用と保護を求めることとした。

大阪パビリオンは、データ受領者との間で健康データ提供契約（別紙 6）を締結し、同契約において、提供健康データが個人を識別できるか否かに関わらず個人情報に該当するものとみなした上で、個人情報保護法を含む関連法令を遵守して提供健康データを取扱うことを義務付けた（4 条）。これにより、個人関連情報となる提供健康データについても個人情報と同等の保護を図ることとした上で、以下の内容を具体的に規定した。

#### (1) 利用目的の特定と通知等

健康データ提供契約 6 条 3 項は、提供健康データに関する利用目的の特定及び来館者に対する通知等を義務付ける。具体的な運用としては、大阪パビリオンプライバシーポリシーV. 3. (2)及び(3)において提供健康データに関する第三者提供を定めるところ、同号においてデータ受領者の名称及び利用目的を記載したプライバシーポリシーのリンクを記載することとした。これにより来館者は、いかなるデータ受領者がどのような目的の下に提供健康データを取得することになるのかを第三者提供に同意する前に確認することが可能となる。

なお、研究機関等に関しては、大阪・関西万博開催期間中に具体的な提供先を確定する関係で、大阪パビリオンプライバシーポリシーV.4 及び別紙 5 記載の各要件を満たす者に提供することを記載した。

#### (2) 安全管理措置の実装

健康データ提供契約 6 条 4 項は、提供健康データにかかる安全管理措置の実装をデータ受領者に対して義務付け、同 5 項は委託先及び従業員の監督を義務付ける。その上で同 6 項は、提供健康データにかかる漏洩等がデータ受領者において発生した場合は、大阪パビリオン（健康データ提供契約 14 条によって定める承継者を含む。以下同じ。）に対する報告及び大阪パビリオンの指示に基づく対応を義務付ける。

これらを通じて、提供健康データの漏洩等が発生しない体制を確保すると共に、万が一漏洩等が発生した場合であっても、大阪パビリオンがその内容を確認した上で対応することを企図している。

#### (3) 第三者提供の制限

健康データ提供契約 6 条 7 項は、提供健康データの第三者提供を原則禁止する。提供健康データが個人関連情報であることを理由に、個人情報保護法 31 条等に反しない限り第三者提供が可能であるとすると、大阪パビリオンがデータ受領者を選定

し、かつ、データ受領者において利用目的を特定等させたことの意義が失われるおそれがある。そこで、データ受領者からのさらなる第三者提供は原則禁止にした上で、同 8 項において、委託・事業承継・共同利用といった個人情報保護法 27 条 5 項各号に定める要件を満たす場合には提供健康データを提供することを許容した。ただし、共同利用については、事後的に共同利用関係を構築することで共有範囲を無限定に広げられると意味をなさないため、健康データ提供契約 6 条 9 項において共同利用の内容をあらかじめ大阪パビリオンに通知させることとし、具体的には、大阪パビリオンプライバシーポリシーV. 3. (2) 及び(3)に記載するデータ受領者のプライバシーポリシーにおいて共同利用について規定することを求めた。

これらを通じて、提供健康データの利用は、来館者が第三者提供に同意した時点においてデータ受領者がプライバシーポリシーで規定していた範囲に制限され、その後における無限定な利用の拡大を防止することに努めた。

#### (4) 本人識別の禁止

健康データ提供契約 6 条 3 項 1 号は、データ受領者による本人の識別を禁止する。これにより、個人関連情報である提供健康データを通じて本人が識別されないようにすることで、本人の権利利益に影響を及ぼす可能性を可能な限り低いまま維持することを目的としている。

この点について、各協賛者は、それぞれの展示ブースにおいて、独自取得データを取得し、共同利用を通じて大阪パビリオンから提供される来館者の個人情報と照合した上で、展示を提供する場合がある。

このような方針は、リボーン体験の多様性を生み、来館者に対してより充実した体験を提供することに資する反面、来館者からさらなる個人情報を取得する点への対応を講じる必要がある。そこで、大阪パビリオンは、来館者の権利利益に対する影響・リスクを生じさせないように、健康データ提供契約を通じて、独自取得データを用いて本人を識別することの禁止も明記することとした（8 条 2 項）。また、この点に関連して、協賛者が取得する独自取得データの内容についてあらかじめ大阪パビリオンに通知させることとした点は前述（第 5 の 5(2)）のとおりである。これにより、来館者の氏名やそれのみをもって個人を識別し得る情報その他本人の識別が可能となり得る情報を独自取得データとして取得することを原則として禁止した（8 条 1 項及び 3 項並びに第 5 の 5(2)）。なお、協賛者が取得する独自取得データの内容は第 2 の 2(3) 及び(4)のとおりである。

このように、協賛者において本人を識別し得る情報を取得することを禁止すると共に、大阪パビリオンからの提供健康データとの照合を通じた本人の識別を禁止することで、協賛者が保有する提供健康データが個人情報になることを防止し、個人関連情報であることを維持できるように対応した。

(5) 義務違反に対する制裁

大阪パビリオンは、健康データ提供契約によってデータ受領者に前述の義務を課すと共に、データ受領者がこれに反した場合には、損害賠償請求のみならず公表についても可能とする制裁条項を規定した（17条）。

大阪・関西万博閉幕後、適宜の時点において大阪パビリオンの法人格は消滅する予定であるが、健康データ提供契約における権利義務は大阪パビリオンが指定する第三者に承継することができる旨を定めており（14条）、大阪・関西万博閉幕後であっても、データ受領者による提供健康データの取扱いに関する監査及び是正を求めることができることとし（7条3項及び4項）、これらを通じて、大阪パビリオンの法人格消滅後においても、データ受領者における提供健康データの適切な処理を実現することを企図している。

7 その他の対応

(1) 大阪パビリオン取得情報の加工及び削除

提供健康データを通じて個人を識別できない形にすることは極めて重要な意義を持ち、大阪パビリオンは、当該作業及びデータ受領者に対する提供に関する準備作業を TIS に対応してもらうこととした。加えて、前述した頭頂部及び背面の画像に関するトリミングや特徴的な画像の目視による排除については、別途、専門的な能力を有する事業者に対応してもらうことを前提に、作業を行う方針で検討を進めている。

TIS は、大阪パビリオンの指示に従って提供健康データを作成し、データ受領者への提供に関する準備及びその他の管理業務が完了した後は、大阪パビリオン取得情報の全てを削除し、大阪パビリオンに削除作業報告書を提出する。また、頭頂部及び背面の画像に関する加工に対応する事業者についても、同様に削除を求めることを予定している。

これらを通じて大阪パビリオンは、来館者から取得した個人情報適切に加工及び削除することを企図している。

(2) データ受領者による利用目的の事後的検証

大阪パビリオンは、データ受領者による利用目的を大阪パビリオンプライバシーポリシーに記載したことに加えて、大阪・関西万博開催以降においても、データ受領者による利活用の内容を継続的に検証することを予定している。具体的には、健康データ提供契約7条3項及び4項において、提供健康データの利用目的や安全管理措置の実態について監査する権限を保有し、不適切な利用が確認された場合にはその是正を求めることができることとした。その例として、2025年夏頃を目途に、各データ受領者から、提供健康データの具体的な利用目的及び安全管理措置の内容につ

いて改めて報告させ、その内容を審査する予定である。

## 第6 結語

大阪ヘルスケアパビリオンは、「いのち」と「健康」の観点から、未来社会の新たな価値を創造することを目指し、リボーン体験を通じて、多くの来館者に日々の生活や健康ひいては未来の自分や街に関心を持っていただくことを目標としている。このようなリボーン体験の提供に伴う個人情報の活用によって個人の権利利益に悪影響を生じさせてはならないことは自明かつ当然であり、大阪パビリオンは、このようなリスクの特定及び軽減に全力で努めた。

このような検討は現時点をもって終了するといったものではなく、大阪パビリオンは、大阪・関西万博会期中及びその後における検討を継続することとした上で、リボーン体験の提供を実施するものである。

以上

別紙 1

(公式アプリ及び公式ウェブサイトを通じて取得する個人情報)

項目名	備考
管理 ID	カラダ測定ポッド等の体験に紐づくデータを本件システム内で一意に識別するための ID
アカウント ID	大阪ヘルスケアパビリオンの体験者を一意に識別するための ID
アプリ ID	公式アプリの利用者及び登録した同伴者を一意に識別するための ID
メールアドレス	ユーザーが公式アプリ登録時に使用したメールアドレス
パスワード	ユーザーが公式アプリ登録時に使用したパスワード
ニックネーム	ユーザーが登録時に使用したニックネーム
性別	「男性」、「女性」、「その他」、「回答しない」から選択
生年月日	—
居住国	「国内居住」、「国外居住」から選択
利用言語	大阪ヘルスケアパビリオン体験時の利用言語として「日本語」、「英語」、「仏語」、「中国語（簡体）」、「中国語（繁体）」、「韓国語」から選択
利用規約、プライバシーポリシーへの同意	「同意」の有無
健康データ取得有無	「通常体験」「お試し体験」から選択
健康データ取得有無	「前回の測定データを利用する」、「前回の測定データを利用しない」から選択
個人団体区分	「個人」、「団体」から選択
ユニバーサルデザイン対応	「音声サポート利用あり」、「音声サポート利用なし」から選択
外部連携用紐づけ ID	ヘルスケアシステムズによる検査を受信した場合にデータを照合するための ID
利用場所	「カラダ測定ポッド」又は「カラダ測定ポッド Station 版」のいずれにおいて測定したのかを指定
削除フラグ	削除申請がなされたユーザーを特定するためのフラグ情報
登録日時	データ登録日時
更新日時	データ更新日時
削除日時	公式アプリで測定履歴を削除した日時

## 別紙 2

(ヘルスケアシステムズを通じて取得する個人情報)

項目名	備考
暗号化済 HCSID	ヘルスケアシステムズによる検査結果を大阪パピリオンが受領した後に、公式アプリ登録情報と照合するための ID
検査 ID	ヘルスケアシステムズにおける検査管理 ID
計測日時	ヘルスケアシステムズにおける検査日時
バクテロイデス菌比率（四捨五入）	バクテロイデス菌の割合
プレボテラ菌比率（四捨五入）	プレボテラ菌の割合
フィーカリバクテリウム菌比率（四捨五入）	フィーカリバクテリウム菌の割合
ブラウティア菌比率（四捨五入）	ブラウティア菌の割合
ビフィズス菌比率（四捨五入）	ビフィズス菌の割合
タイプ分け	腸内細菌のタイプ判定（エンテロタイプ）

別紙 3

(カラダ測定ポッド及びカラダ測定ポッド Station 版を通じて取得する個人情報)

項目名	備考
血管年齢	動脈の血流量を赤外光センサにより測定し、血管の膨張率や拡張速度を基に算出
血管点数	血管年齢と実年齢の相関関係に基づき算出（例：血管年齢と実年齢が同じであれば平均点として 50 点となる。）
心血管ランク	血管点数を基に算出
脈拍	—
身長	—
体重	—
握力推定値	上腕の筋肉量に基づき推定
体内年齢	年齢傾向に関する統計を踏まえ、脂肪、筋肉、骨等の成分のバランスと基礎代謝を基に算出
体脂肪率	脂肪量(kg)÷体重(kg)×100
脂肪量	リアクタンス及びレジスタンスを基に算出
除脂肪量	体重から脂肪量を引いて算出
筋肉量	リアクタンス及びレジスタンスを基に算出
筋肉量判定	身長と筋肉量の相関関係に基づき算出
筋肉率	体重に対する筋肉量の割合
体水分量	リアクタンス及びレジスタンスを基に算出
体水分率	体重に対する体水分量の割合
推定骨量	除脂肪量を基に統計的に推定
基礎代謝量	体重と筋肉量の相関関係を基に算出
内臓脂肪レベル	リアクタンス及びレジスタンスを基に算出
BMI	体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m)
標準体重	BMI を 22 とした場合の体重
肥満度	標準体重と体重の相関関係を基に算出
リアクタンス (6.25kHz)	電流に対する抵抗値
リアクタンス (50kHz)	同上
レジスタンス (6.25kHz)	同上
レジスタンス (50kHz)	同上
接触状態検知	電極が正確に接触されているか否かを検知
筋骨格ランク	筋肉量判定を基に算出



脳の健康度 総合スコア	モニターに表示した設問に対する回答と目線の動きを基に統計的に測定
脳ランク	脳の健康度 総合スコアを基に算出
顔画像	—
背面画像	—
右目屈折度(OD)	眼球の屈折度
左目屈折度(OS)	眼球の屈折度
評価用屈折度	右目と左目の屈折度のうち絶対値が大きいもの
視覚ランク	評価用屈折度を基に算出
しみ	AI による肌画像解析結果と年代別の平均スコアを比較し、100 点満点のスコアを統計的に算出
しわ	同上
キメ	同上
油分	同上
赤み	同上
目袋	同上
毛穴	同上
水分	同上
上瞼のたるみ	同上
下瞼のたるみ	同上
ハリ	同上
ツヤ	同上
くま	同上
ニキビ	同上
肌指数	しみ～ニキビまでの項目に関する点数の平均
肌年齢	肌指数と年齢の相関関係を基に統計的に算出
肌ランク	肌指数を基に算出
歯の画像	—
美歯年齢	歯の画像を基に AI を用いて統計的に算出
歯ランク	美歯年齢を基に算出
つや	AI による髪画像の解析結果と毛髪診断士の判定基準を基に、100 点満点のスコアを統計的に算出
うねり	同上
パサつきダメージ	同上
髪総合得点	つや～パサつきダメージの平均点

頭頂部の画像	—
頭皮赤味	頭皮の赤み
頭皮黄味	頭皮の黄み
白髪・抜け毛リスク	頭皮の赤みを基に統計的に算出
うねり毛リスク	頭皮の黄みを基に統計的に算出
髪ランク	髪総合得点より算出
開放性	ビッグファイブ理論を基に顔画像を基に統計的に算出
誠実性	同上
外向性	同上
調和性	同上
感受性	同上
カラダ測定年齢	血管年齢、内臓脂肪レベル、リアクタンス (6.25kHz)、肌年齢、水分、下瞼のたるみ、ツヤを基に統計的に算出
アバター画像	ミライのじぶんで表示する 3D モデルのアバター
アプリ用アバター画像	ミライのじぶんで表示する 3D モデルのアバターをアプリ用に 2D に変換したもの
ポッド計測日時	カラダ測定ポッドで計測した日時
登録日時	データ登録日時
更新日時	データ更新日時

#### 別紙4

(来館者によるリボン体験の利用に伴って取得する個人情報 (カラダ測定ポッドの利用を除く))

項目名	備考
来館日時	大阪ヘルスケアパビリオンに来館した日時
体験履歴情報	体験された出展ブースの訪問履歴及び訪問した結果変化したヘルスケアランク情報
レコメンド	体験者にオススメの展示体験情報
アプリ用体験後アバター画像	リボンパレード体験において、体験履歴及びヘルスケアランク情報を基に更新されたアバター画像

別紙 5  
(データ受領者)

項目	備考
アサヒグループジャパン株式会社	<a href="https://www.asahigroup-holdings.com/privacy_policy/">https://www.asahigroup-holdings.com/privacy_policy/</a>
エア・ウォーター株式会社	<a href="https://www.awi.co.jp/ja/privacy.html">https://www.awi.co.jp/ja/privacy.html</a>
江崎グリコ株式会社	<a href="https://www.glico.com/jp/privacypolicy/">https://www.glico.com/jp/privacypolicy/</a>
株式会社サイエンス	<a href="https://i-feel-science.com/privacy-policy/">https://i-feel-science.com/privacy-policy/</a>
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	<a href="https://www.sej.co.jp/expo2025/pavilion_privacy_policy/">https://www.sej.co.jp/expo2025/pavilion_privacy_policy/</a>
タカラベルmont株式会社	<a href="https://www.takarabelmont.com/privacy-policy/">https://www.takarabelmont.com/privacy-policy/</a>
西日本旅客鉄道株式会社	<a href="https://www.westjr.co.jp/guide/privacy.html#policy">https://www.westjr.co.jp/guide/privacy.html#policy</a>
ニプロ株式会社	<a href="https://www.nipro.co.jp/assets/document/privacy_policy/privacy_policy.pdf">https://www.nipro.co.jp/assets/document/privacy_policy/privacy_policy.pdf</a>
株式会社ファーマフーズ	<a href="https://www.pharmafoods.co.jp/corporate/privacypolicy">https://www.pharmafoods.co.jp/corporate/privacypolicy</a>
株式会社ヘルスケアシステムズ	<a href="https://karadano-monosashi.jp/mypage/privacy">https://karadano-monosashi.jp/mypage/privacy</a>
株式会社ミルボン	<a href="https://www.milbon.com/ja/privacy/">https://www.milbon.com/ja/privacy/</a>
森永乳業株式会社	<a href="https://www.morinagamilk.co.jp/privacy_policy/">https://www.morinagamilk.co.jp/privacy_policy/</a>
ロート製薬株式会社	<a href="https://www.rohto.co.jp/privacy/">https://www.rohto.co.jp/privacy/</a>
BIPROGY 株式会社	<a href="https://www.biprogy.com/com/privacy/">https://www.biprogy.com/com/privacy/</a>
SBI ホールディングス株式会社	<a href="https://www.sbigroup.co.jp/policy/pdf/privacy.pdf">https://www.sbigroup.co.jp/policy/pdf/privacy.pdf</a>
TIS 株式会社	<a href="https://www.tis.co.jp/privacypolicy/">https://www.tis.co.jp/privacypolicy/</a>
研究機関等	<p>公的研究機関又は大学等の機関を指し、具体例は以下のとおりである。</p> <p>(1)大阪府が設立した独立行政法人</p> <p>(2)国の機関及び国が設立した独立行政法人のうち、健康医療分野に係る研究・医療を行うことを目的とする者</p> <p>(3)大阪府内の市町村の長又は当該市町村が設立した独立行政法人</p> <p>(4)学校教育法第1条に規定する大学に所属する者であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>i.健康医療分野に係る研究のために利用しようとする者</p> <p>ii.研究内容が健康医療の質の向上への寄与が期待できるものであること</p> <p>iii.健康医療の質の向上に係る相当程度の研究実績を有すること</p>

別紙6  
(健康データ提供契約)

(本契約の目的)

第1条 本契約は、大阪パビリオンがデータ受領者に対して、2025年日本国際博覧会において大阪パビリオンが運営する大阪ヘルスケアパビリオンに来館された方からご提供いただくご本人の健康等に関するデータを提供するにあたり、当該健康データの重要性を改めて相互に確認すると共に、データ受領者において、大阪ヘルスケアパビリオンの出展参加目的を踏まえた上で健康データを適切かつ安全に活用することを目的として、大阪パビリオン及びデータ受領者間での合意内容を定めるものである。

(定義)

第2条 本契約において用いる語句の定義は、以下のとおりとし、その他特に定めない定義は個人情報保護法等の法令が定める定義を意味する。

- (1)大阪パビリオンとは、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオンをいう。
- (2)データ受領者とは、本契約に基づき大阪パビリオンから健康データ等を受領する者をいい、本契約では XXX 株式会社をいう。
- (3)大阪・関西万博とは、2025 年日本国際博覧会をいう。
- (4)大阪ヘルスケアパビリオンとは、大阪・関西万博において大阪パビリオンが運営するパビリオンをいう。
- (5)リボーン体験とは、大阪ヘルスケアパビリオンにおいて大阪パビリオンが来館者に対して提供する体験をいう。
- (6)共有健康データとは、大阪ヘルスケアパビリオンの運営又は事前準備を通じて大阪パビリオンが取得する来館者、従業員その他関係者の方々に関する情報であって、大阪・関西万博会期中又は会期前に、大阪パビリオン及びデータ受領者との間で共同利用される一切のデータをいう。
- (7)提供健康データとは、大阪ヘルスケアパビリオンの運営を通じて大阪パビリオンが取得する来館者の方に関する情報であって、大阪・関西万博会期後に、大阪パビリオンによって一定の加工を施した上で、大阪パビリオンがデータ受領者に対して提供する一切のデータをいう。
- (8)健康データ等とは、共有健康データと提供健康データの双方をいう。
- (9)独自出展ブースとは、大阪・関西万博においてデータ受領者が運営するブース及び当該ブースにおいて提供される体験をいう。
- (10) 独自取得データとは、データ受領者が独自出展ブースの運営を通じて独自に取得した来館者に関するデータをいう。

- (11) 個人情報保護法とは、個人情報の保護に関する法律をいう。
- (12) 関係法令等とは、個人情報保護法、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針、関係法令及び民間事業者の PHR サービスに関わるガイドラインその他共有健康データ及び提供健康データを取り扱うにあたりデータ受領者に適用される法令及びこれらに関連するガイドライン(改廃が行われた場合にはその最新版をいう。)、並びに、本契約をいう。
- (13) 漏洩等とは、漏洩、滅失又は毀損をいう。
- (14) 出展参加目的とは、2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン出展基本計画<sup>15</sup>における「2 全体概要」記載の各事項を達成することをいう。

#### (本契約の適用)

第3条 本契約は、大阪パビリオンがデータ受領者に対して提供する個人情報の取扱いに適用される。ただし、その他の契約において本契約と異なる定めをし、当該定めが本契約に優先すると明示的に定めた場合は、当該定めが本契約に優先するものとする。

#### (法令遵守)

第4条 データ受領者は、健康データ等が個人を識別できるか否かにかかわらず、個人情報保護法上の個人情報に該当するものとみなし、関係法令等を遵守して健康データ等及び独自取得データを取り扱う。

#### (大阪パビリオンからデータ受領者への共有健康データの提供)

第5条 大阪パビリオンは、大阪ヘルスケアパビリオンの運営を目的として、データ受領者に対して共有健康データを提供する。

- 2 大阪パビリオン及びデータ受領者は、大阪パビリオン及びデータ受領者との間における共同利用(個人情報保護法第27条第5項第3号)に基づき前項に定める提供が実施されること及び当該共同利用の実現に必要な対応をそれぞれが実施することを相互に確認する。
- 3 データ受領者は、大阪ヘルスケアパビリオン及び独自出展ブースの運営のためのみに共有健康データを利用するものとし、その他の目的外利用は一切しない。
- 4 データ受領者は、独自取得データを取得する場合には、前項の目的を実現するために、共有健康データと組み合わせて利用することができる。
- 5 データ受領者は、共有健康データを安全に管理するために必要十分な措置を実装する。
- 6 データ受領者は、共有健康データを従業員又は委託先に取り扱わせるに際しては、従業員に対する教育、従業員との間における守秘義務の締結、委託先の適切な管理その他個人情報

---

<sup>15</sup> 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会「2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン出展基本計画」2022 年 3 月 ([https://2025osaka-pavilion.jp/wp-content/uploads/2024/03/OsakaPavilion\\_Plan.pdf](https://2025osaka-pavilion.jp/wp-content/uploads/2024/03/OsakaPavilion_Plan.pdf), 2025 年 1 月 8 日最終閲覧)

報保護法にしたがって従業員及び委託先を適切に監督する。

- 7 データ受領者は、共有健康データに関する漏洩等又はそのおそれを認識したときは、速やかに大阪パビリオンにその旨を報告し、大阪パビリオンの指示に基づき当該漏洩等に対応する。
- 8 データ受領者は、大阪パビリオンの指示があった場合又は大阪ヘルスケアパビリオンの運営若しくは事前準備が終了した後速やかに、共有健康データを削除し、この点に関する誓約書を大阪パビリオンに提出する。

(大阪パビリオンからデータ受領者への提供健康データの提供)

第6条 大阪パビリオンは、大阪ヘルスケアパビリオンの出展参加目的の実現に向けた利活用がなされることを目的として、データ受領者に対して提供健康データを提供する。

- 2 大阪パビリオン及びデータ受領者は、本人の同意に基づき前項に定める提供が実施されること及び当該第三者提供の実現に必要な対応をそれぞれが実施すること、及び、本人の同意が有効でないことが発覚した場合は当該本人にかかる提供健康データをデータ受領者において速やかに削除することを相互に確認する。
- 3 データ受領者は、提供健康データの利用目的をあらかじめ定め、本人に対して適切に通知、公表又は明示する。ただし、データ受領者は、提供健康データを以下の目的で使用してはならない。

(1) データ受領者が有する情報を含むその他情報と提供健康データの照合による本人の識別

(2) 提供健康データの第三者への提供

(3) その他公序良俗、大阪ヘルスケアパビリオンの出展参加目的に反する利用目的

- 4 データ受領者は、提供健康データを安全に管理するために必要十分な措置を実装する。
- 5 データ受領者は、提供健康データを従業員又は委託先に取り扱わせるに際しては、従業員に対する教育、従業員との間における守秘義務の締結、委託先の適切な管理その他個人情報保護法にしたがって従業員及び委託先を適切に監督する。
- 6 データ受領者は、提供健康データに関する漏洩等又はそのおそれを認識したときは、速やかに大阪パビリオンにその旨を報告し、大阪パビリオンの指示に基づき当該漏洩等に対応する。
- 7 データ受領者は、提供健康データを第三者に提供してはならない。
- 8 前項の定めは、個人情報保護法第27条第5項各号に定める場合の提供には適用しない。ただし、個人情報保護法第27条第5項第3号が定める共同利用に基づき提供する場合、同条第6項が定める内容を遵守し共同利用関係を適切に構築すると共に、共同利用の目的が達成された場合、又は、共同利用が終了した場合は、データ受領者の責任において、他の共同利用者が共同利用に基づき受領した提供健康データを削除させる。
- 9 データ受領者は、前項に基づき提供健康データを共同利用する場合、大阪パビリオンに対し

てあらかじめ、共同利用するデータの項目、共同利用する者の範囲、共同利用の利用目的及び当該データの管理について責任を有する者の名称、住所、代表者の氏名を通知する。

- 10 大阪パビリオンは、前項の通知に対して原則として異議を述べない。ただし、データ受領者による共同利用が公序良俗又は大阪ヘルスケアパビリオンの出展参加目的に反する場合、これに異議を述べ、修正を求めることができる。
- 11 大阪パビリオンは、提供健康データに本人を識別できる情報が含まれないよう最大限努力する。データ受領者は、提供健康データに本人を識別できる情報が含まれていることを認識した場合は速やかに大阪パビリオンに通知すると共に、大阪パビリオンの指示にしたがってこれを削除する。

(提供健康データの受領にかかる申請等)

第7条 データ受領者は、前条に規定する提供健康データを受領する前にあらかじめ、大阪パビリオン(本契約第14条に基づき大阪パビリオンが指定する者を含む。以下本条において同じ。)が別途定める必要事項を記載した書面を大阪パビリオンに対して提出し、提供健康データの提供を申請する。

- 2 大阪パビリオンは、前項に定める申請を受領した後、提供健康データの共有又は提供について承認するか否かを決定する。
- 3 大阪パビリオンは、前項に基づき承認した後も、データ受領者に対して、必要に応じて提供健康データの利用目的、安全管理その他の取扱い方法について監査を求めることができるものとし、データ受領者は合理的な範囲でこれに応じなければならない。
- 4 大阪パビリオンは、前項の監査の結果、データ受領者による提供健康データの取扱いが不適切であると判断した場合、データ受領者に対して是正を求めることができ、データ受領者は合理的な範囲でこれに応じなければならない。

(独自取得データの内容)

第8条 データ受領者は、独自取得データを取得する場合、あらかじめ書面によってその内容を大阪パビリオンに通知する。

- 2 データ受領者は、独自取得データと提供健康データを照合することができる。ただし、これによって本人を識別しようとしてはならない。
- 3 前二項にかかわらず、データ受領者は、本人を識別できる情報又はデータ受領者が有する他の情報と容易に照合することができ、それにより本人を識別することができることとなる情報を独自取得データとして取得してはならない。ただし、共有健康データ又は提供健康データと容易に照合することができない独自取得データであるとして大阪パビリオンが書面によって承諾した場合はこの限りでない。

(非保証)



第9条 大阪パビリオンは、健康データ等の品質、正確性、完全性、有用性、及び健康データ等が第三者の知的財産権その他の権利又は法律上保護された利益を侵害しないことを保証しない。

2 大阪パビリオンは、本契約に関してデータ受領者に生じた損害や、データ受領者と第三者との間に発生した紛争、クレーム等について、いかなる責任も負わず、データ受領者の責任と費用においてこれに対応する。ただし、大阪・関西万博会期中においては、大阪パビリオン及びデータ受領者協議の上でこれに対応する。

(秘密保持)

第10条 データ受領者は、本契約に基づき大阪パビリオンから提供及び開示された情報の一切を秘密として保持するものとし、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 前項にかかわらず、データ受領者は、大阪パビリオンの書面による事前の承諾を得て、前項に定める情報を第三者に開示することができる。この場合、データ受領者は、当該第三者に対し、本条に基づきデータ受領者が負う義務と同等の義務を課し、その義務の履行について大阪パビリオンに対し責任を負うものとする。

(解除)

第11条 大阪パビリオンは、データ受領者が次の各号のいずれかに該当した場合、データ受領者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、データ受領者に対する催告を要することなく本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約に定める義務を履行(当該不履行が軽微である場合を含む。以下同じ。)しなかったとき。
- (2) 監督官庁より営業の取消若しくは停止又は許認可の取消等の処分を受けたとき。
- (3) 支払不能となったとき又は支払停止があったとき。
- (4) 自ら振り出し又は裏書した手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき。
- (5) 強制執行、仮差押、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は滞納処分を受けたとき。
- (6) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続きの開始の申立てを行い、又はかかる申立てを受けたとき。
- (7) 解散、合併、会社分割又は事業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき。
- (8) データ受領者による健康データ等の取扱いが本契約、関係法令等、公序良俗その他大阪ヘルスケアパビリオンの出展参加目的に反し、本契約の継続が困難と認めるに足る事由があるとき。
- (9) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(損害賠償)

第12条 大阪パビリオン及びデータ受領者は、相手方に対し、本契約に定める相手方の義務の違反によって生じた損害の賠償を請求することができる。なお、本契約に基づく本契約の解除は、本条に基づく損害賠償の請求を妨げない。

(譲渡制限)

第13条 大阪パビリオン及びデータ受領者は、本契約及び個別契約に基づく契約上の地位並びに権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾が存する場合はこの限りでない。

2 大阪パビリオン及びデータ受領者が前項に違反した場合、相手方は、何らの催告を要することなく直ちに本契約及び個別契約を解除することができる。

(本契約の承継)

第14条 前条にかかわらず、大阪パビリオンは、大阪パビリオンが法人として消滅する際には、本契約の地位並びに権利及び義務の全部又は一部を、大阪パビリオンが指定する者に譲渡若しくは承継することができる。

(本契約終了に伴う処理)

第15条 本契約の解除、合意解約その他の理由により本契約が終了する場合、データ受領者は、その終了後直ちに、本契約終了時点でデータ受領者が管理する健康データ等を削除しなければならない。

(反社会的勢力等の排除)

第16条 両当事者は、本契約締結時現在において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団・暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「反社会的勢力等」という。)に該当しないこと、及び、次の各号の關係に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたつて該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力等によって、その經營を支配される關係
- (2) 反社会的勢力等が、その經營に實質的に關与している關係
- (3) 自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力等を利用している關係
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供する等の關係
- (5) 役員等の反社会的勢力等との社会的に非難されるべき關係

2 両当事者は、自ら、その役員等又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを誓約する。

- (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、又は相手方当事者の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 いずれかの当事者において、前二項のいずれかに違反した場合、相手方当事者は、催告なしで本契約を直ちに解除できるものとする。
- 4 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された当事者は、解除により生じる損害について、解除した当事者に対し一切の請求を行わない。

(公表)

第17条 データ受領者が本契約に定める義務を履行せず、大阪パビリオン又は本契約第14条に基づき大阪パビリオンが指定する者が、当該不履行が重大であると判断した場合、大阪パビリオン又は大阪パビリオンが指定する者は、データ受領者による不履行の発生及びその内容を任意の方法で公表することができ、データ受領者はこれに異議を述べないことを相互に確認する。

(存続条項)

第18条 本契約が終了した場合であっても、第5条、第6条、第10条、第12条、第14条、第15条、第17条及び第19条の各規定は、なお有効に存続するものとする。

(管轄)

第19条 本契約に関して生じる一切の紛争については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、当事者が記名捺印の上、各1通を保有する。

2025 年 月 日

大阪パビリオン： 大阪府大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATCビルO's棟北館4階  
公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン  
代表理事 横山 英幸

データ受領者: XXXXXXXXXXXXX  
XXX 株式会社  
代表取締役社長      XX XX

別紙 7

(データ受領者に提供する個人情報)

項目名
アカウント ID
性別
生年月日
居住国
利用言語
ユニバーサルデザイン対応
血管年齢
血管点数
心血管ランク
脈拍
身長
体重
握力推定値
体内年齢
体脂肪率
脂肪量
除脂肪量
筋肉量
筋肉量判定
筋肉率
体水分量
体水分率
推定骨量
基礎代謝量
内臓脂肪レベル
BMI
標準体重
肥満度
リアクタンス (6.25kHz)
リアクタンス (50kHz)

レジスタンス (6.25kHz)
レジスタンス (50kHz)
接触状態検知
筋骨格ランク
脳健康度 総合スコア
脳ランク
背面画像
右目屈折度(OD)
左目屈折度(OS)
評価用屈折度
視覚ランク
しみ
しわ
キメ
油分
赤み
目袋
毛穴
水分
上瞼のたるみ
下瞼のたるみ
ハリ
ツヤ
くま
ニキビ
肌指数
肌年齢
肌ランク
美歯年齢
歯ランク
つや
うねり
パサつきダメージ
髪総合得点

頭頂部の画像
頭皮赤味
頭皮黄味
白髪・抜け毛リスク
うねり毛リスク
髪ランク
カラダ測定年齢
ポッド計測日時
バクテロイデス菌比率
プレポテラ菌比率
フィーカリアバクテリウム菌比率
ブラウティア菌比率
ビフィズス菌比率
タイプ分け

## 別紙 8

(センサ提供協賛者に提供する個人情報)

項目名
アカウント ID
性別
生年月日
居住国
背面画像
つや
うねり
パサつきダメージ
髪総合得点
髪ランク
ポッド計測日時